

中小企業支援に必要な金融の基礎知識

～複雑な金融体制のできるだけ短くわかりやすい説明～

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州本部

地域支援ネットコーディネーター 原田 健

第1部 金融機関の監督体制

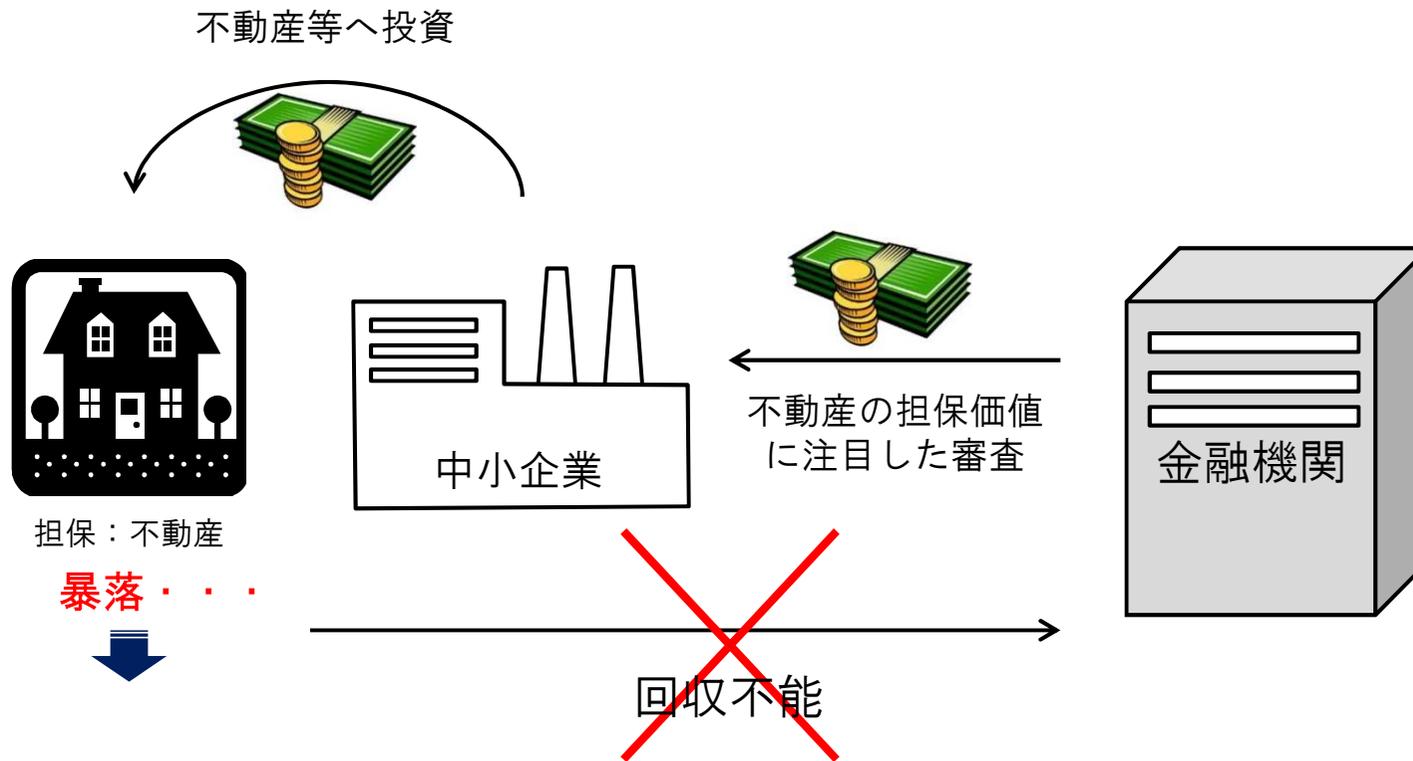


金融機関は国から監督される

監督のルールは明文化／公表されている

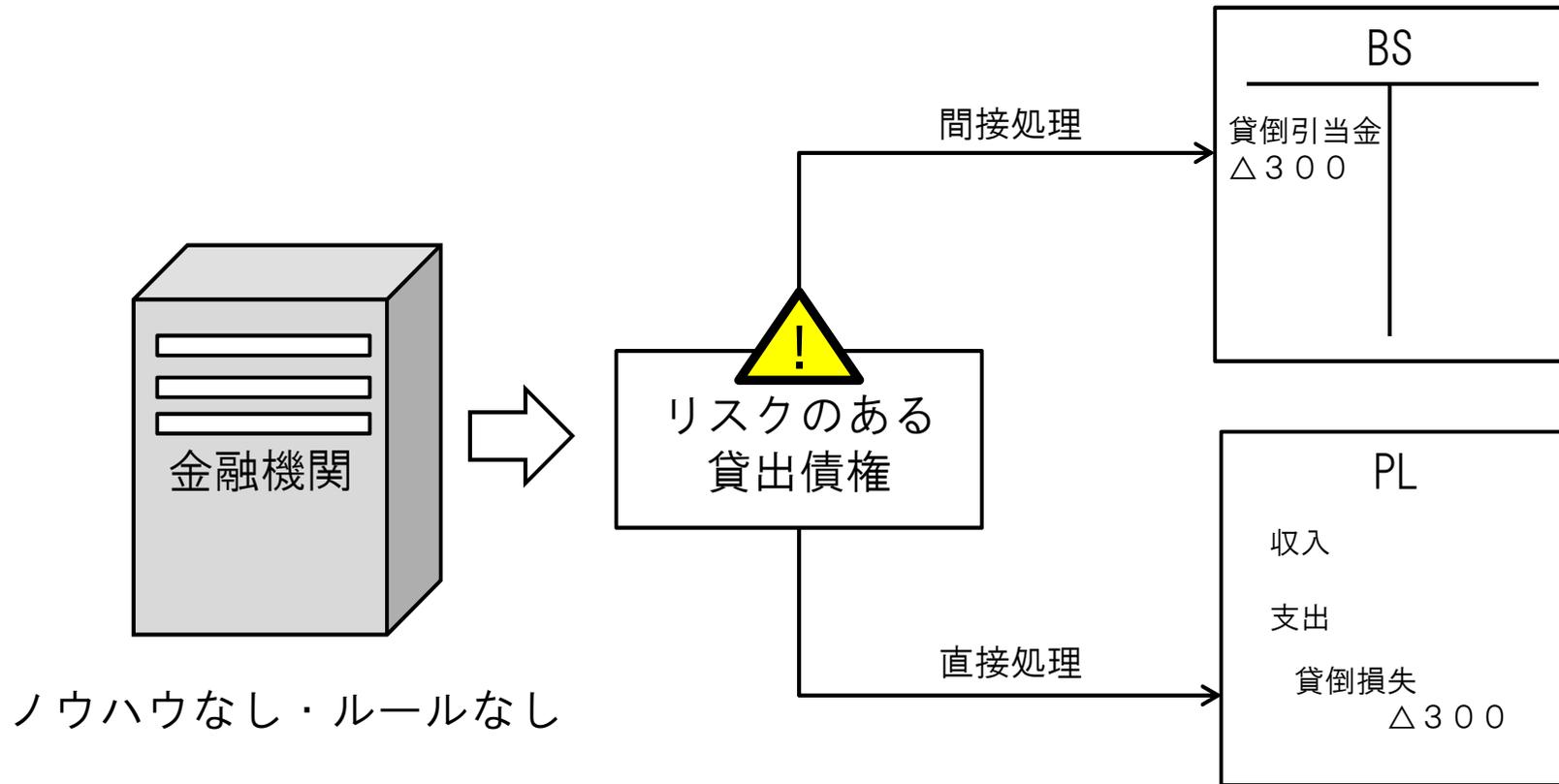
現在は・・・当初の監督の目的の意義が薄らいだ

バブル期の不良債権問題



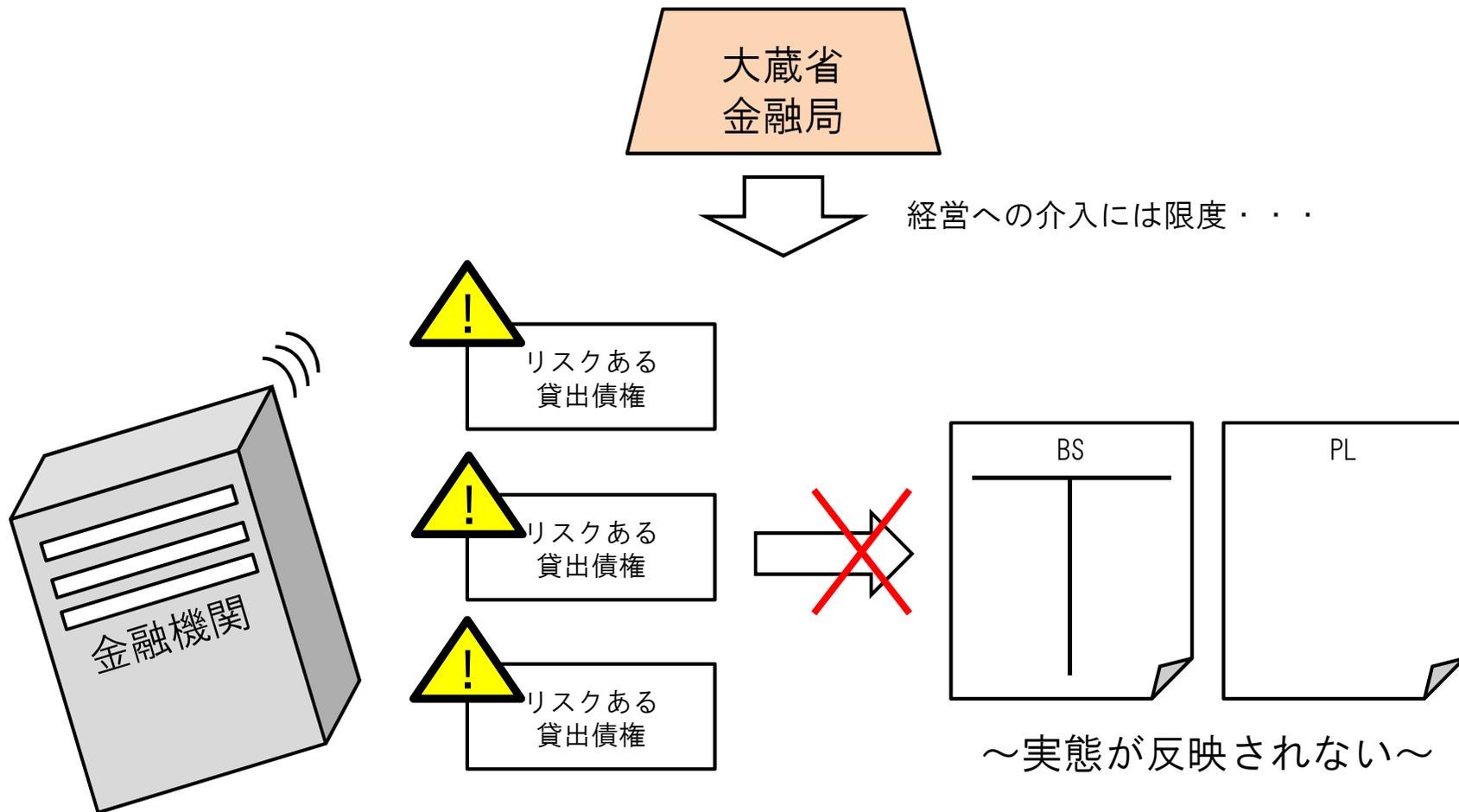
1990年代 金融機関の不良債権問題が勃発。
高騰する不動産を担保に融資を行ったが、地価は暴落。
多くの債権が回収不能となった。

金融機関のリスク管理



債権は、そのリスクを管理し、会計上正しく処理する必要がある。
しかし、金融機関にリスク管理のノウハウや会計処理の明確なルールがなかった。

実態がわからない不良債権

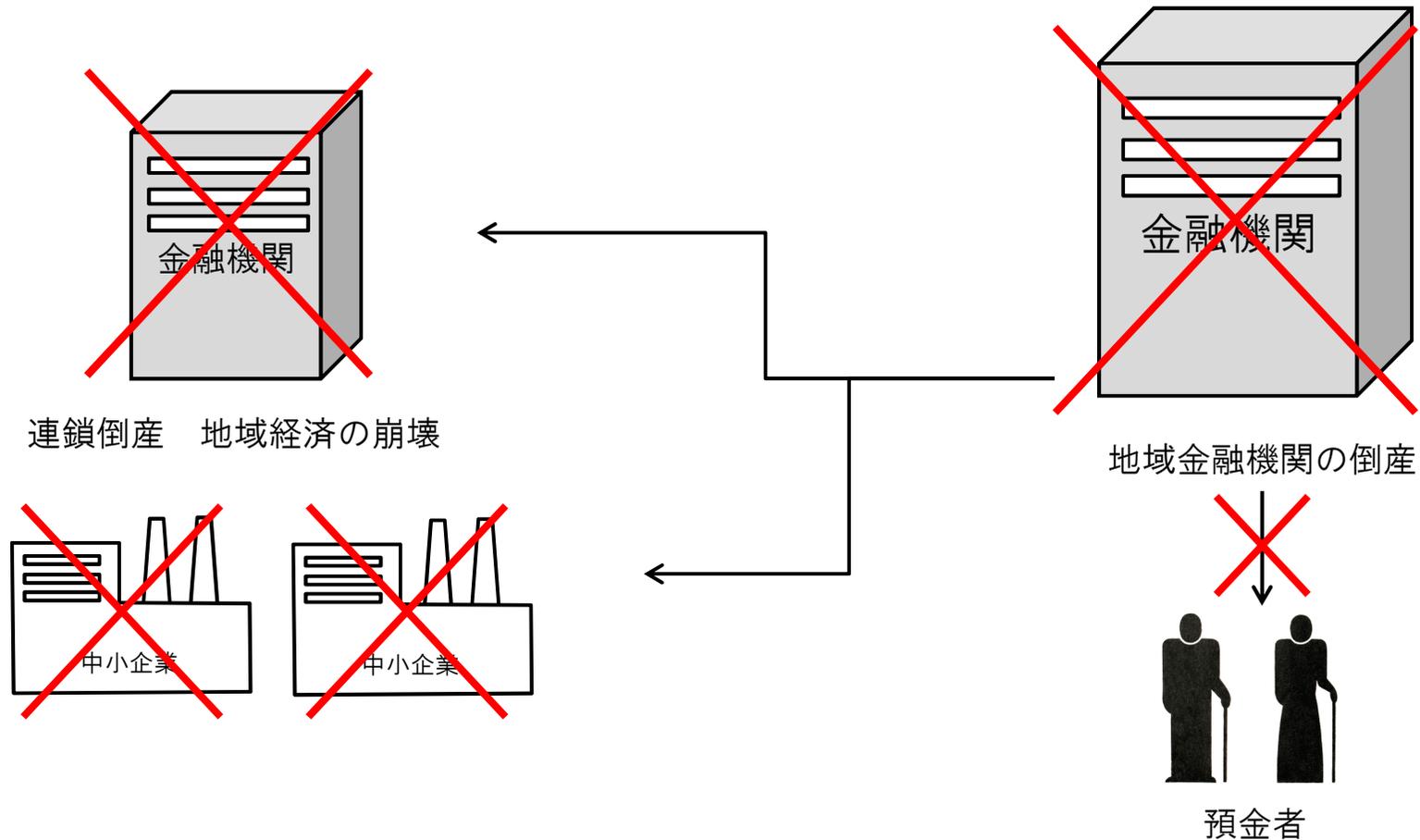


金融機関の監督を担っていた、大蔵省も実態がわからなかった。

金融機関が倒産し、金融不安が広がった。

1995年、住専問題が深刻化、翌年、国会で公的資金注入を審議。世論は、金融機関への公的資金投入に否定的。
1997年三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券が破綻。

金融機関の倒産問題



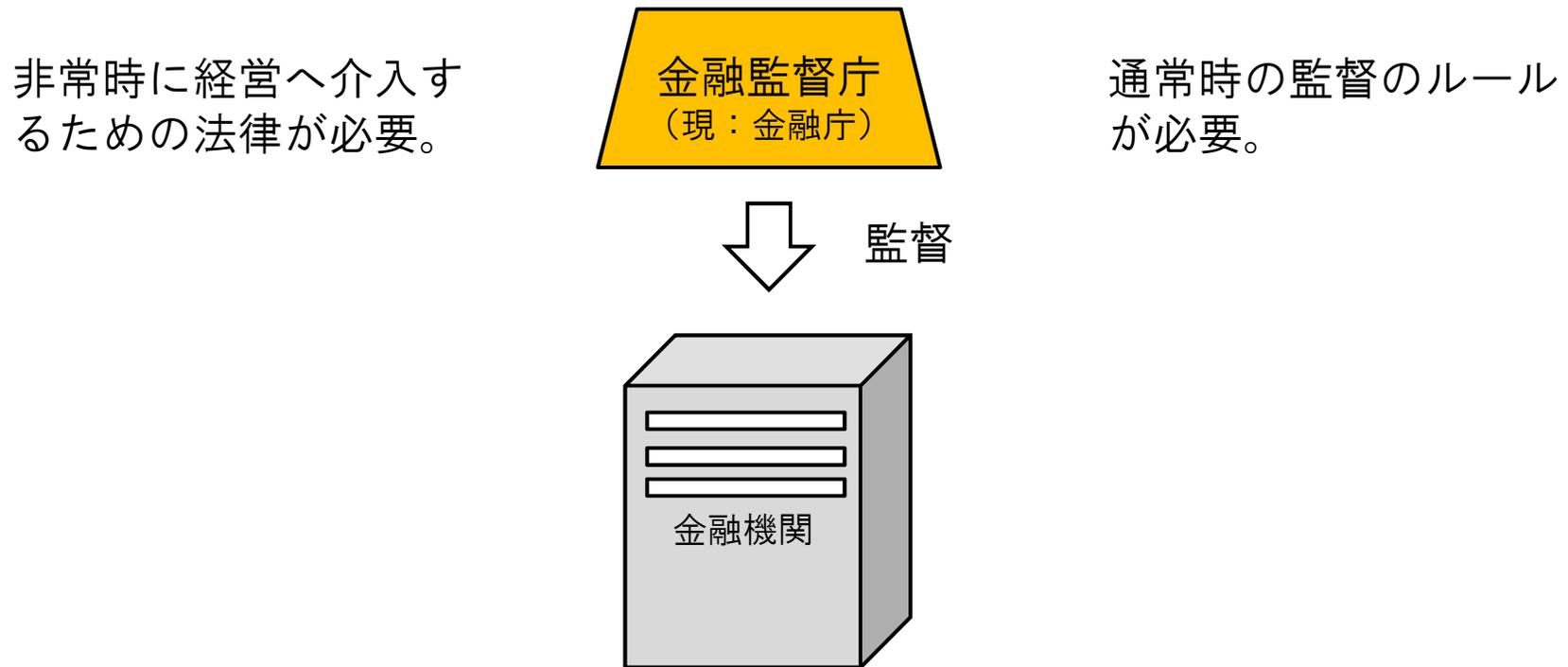
金融機関が倒産すれば地域経済は大きく打撃を受ける。

預金者の保護も必要になる。金融機関を倒産させない仕組みが必要。

銀行法

(目的) 第一条この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、**預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため**、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

金融庁の発足と任務



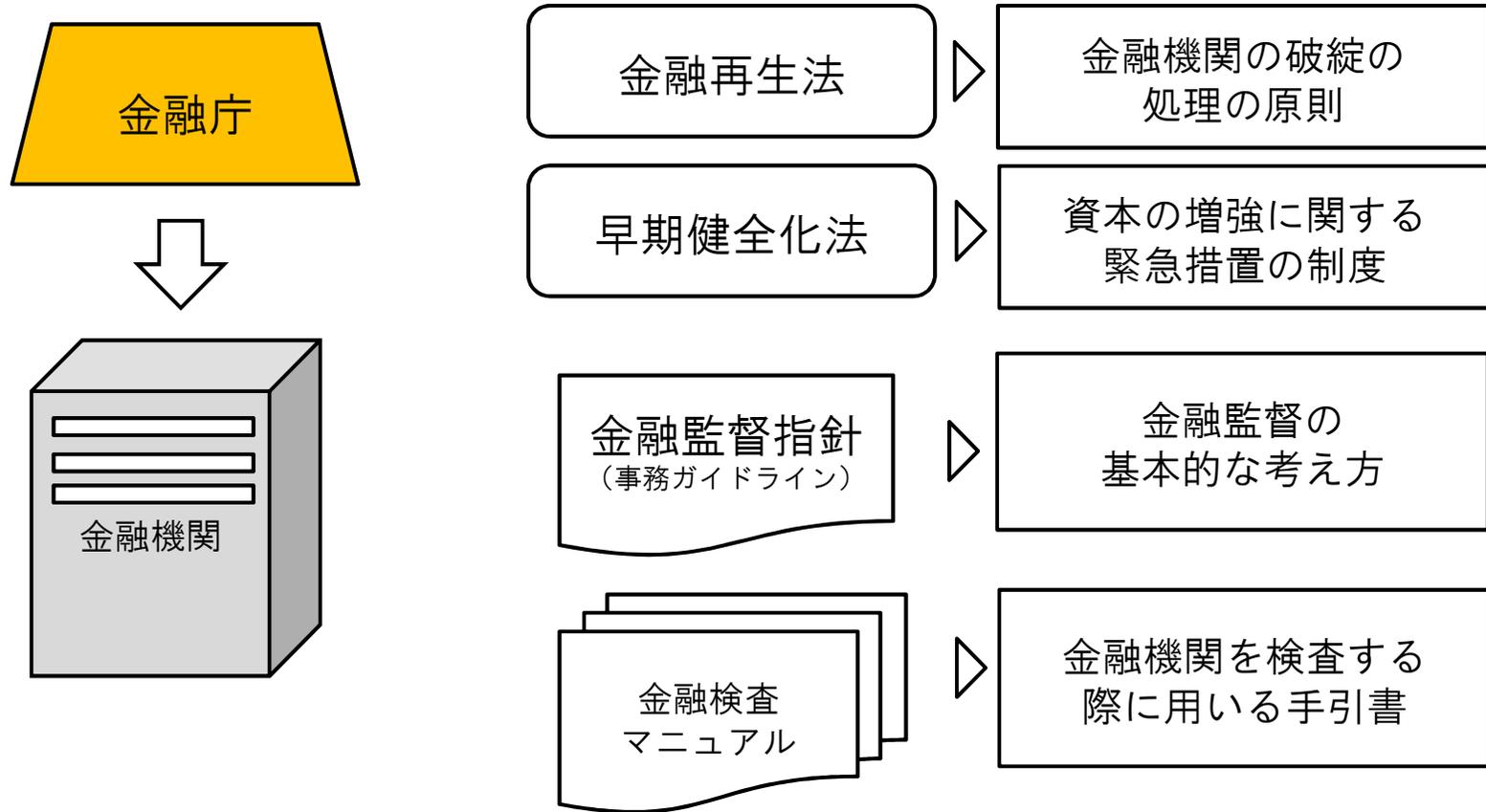
平成10年金融監督庁を設置。金融機関の監督を担う。

主たる任務は金融の機能の安定（不良債権の処理）。

金融庁設置法

（任務）第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

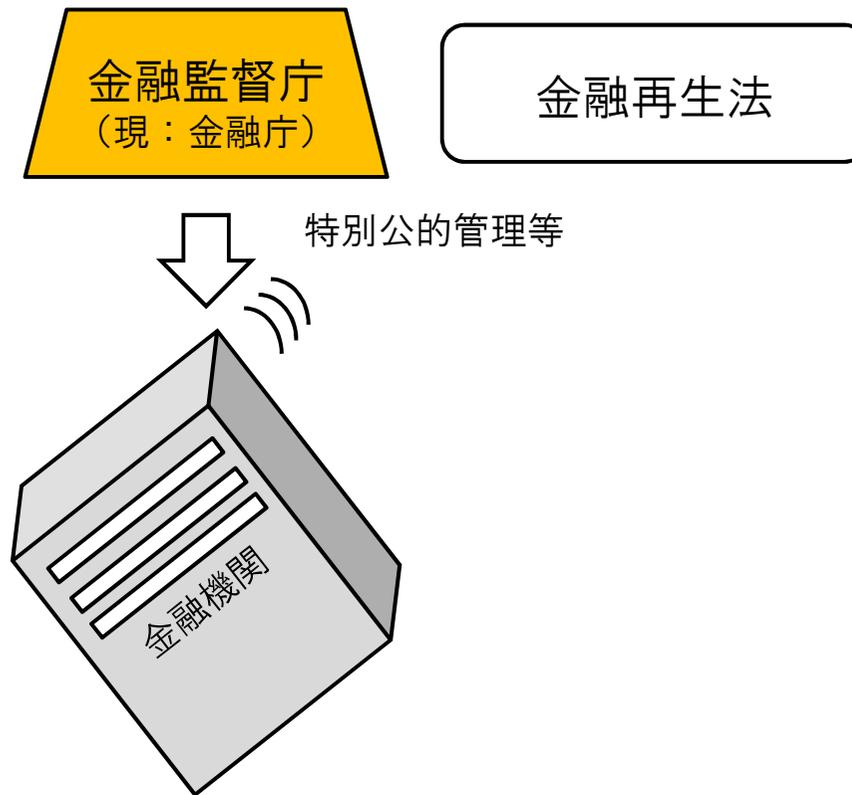
金融監督の骨子



平成10年「金融再生法」、「早期健全化法」を施行し、金融機能の安定・再生を図った。金融機関への監督に対する基本的な考え方の「事務ガイドライン」（後に「金融監督指針」へ再編成）を定めた。

金融機関が正しく業務（特にリスク管理）を行っているか、検査官が検査を行う際の、「金融検査マニュアル」を定めた。

金融機関の破綻処理

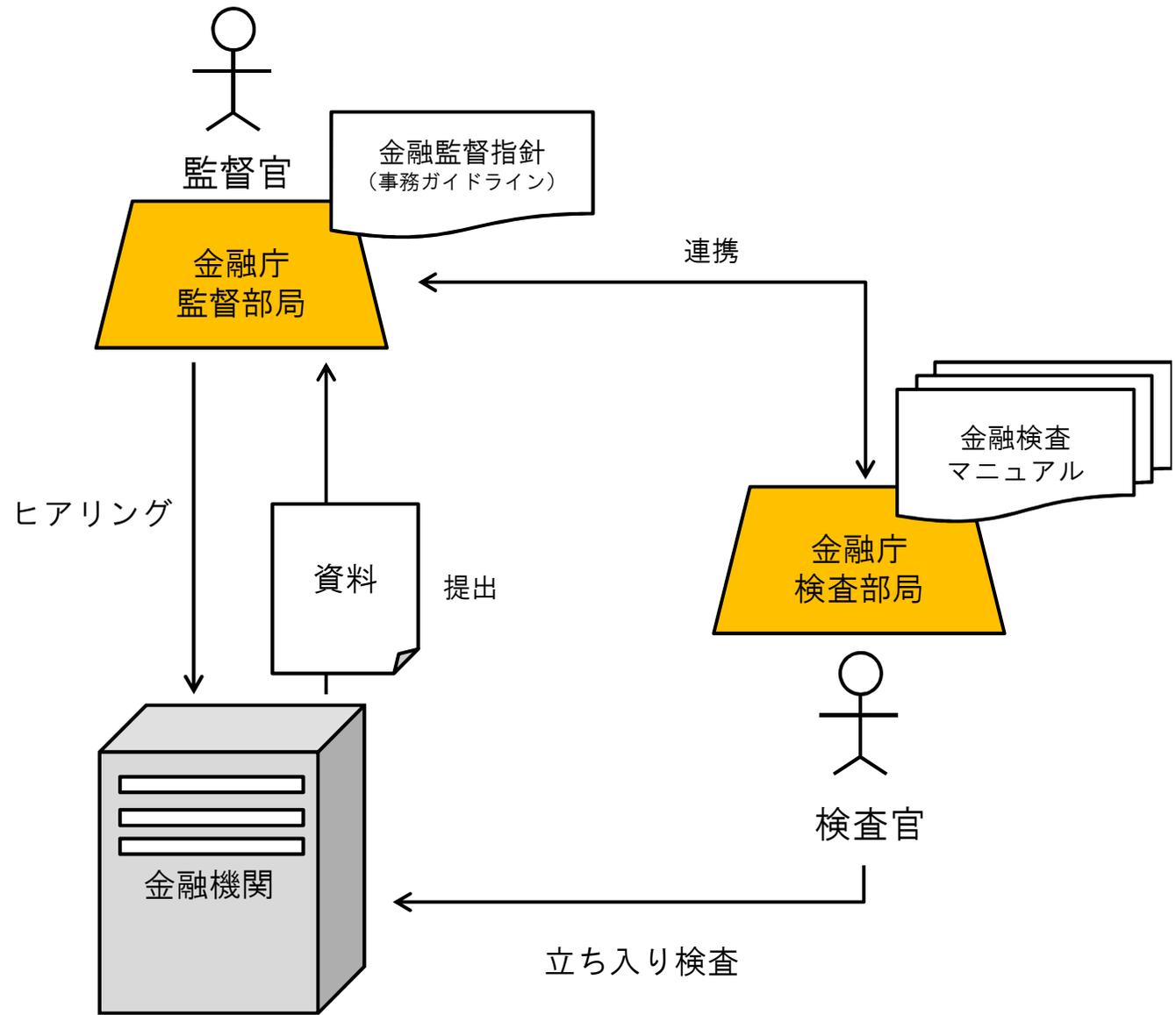


経営が破綻した銀行の事後処理手続きを規定。

破綻した金融機関の処理や金融危機管理の企画・立案は金融庁が行う。

金融再生法に基づき、1998年10月日本長期信用銀行、同年12月日本債権信用銀行が国有化された。また、1999年3月金融早期健全化法に基づき大手銀行15行へ増資を行った。

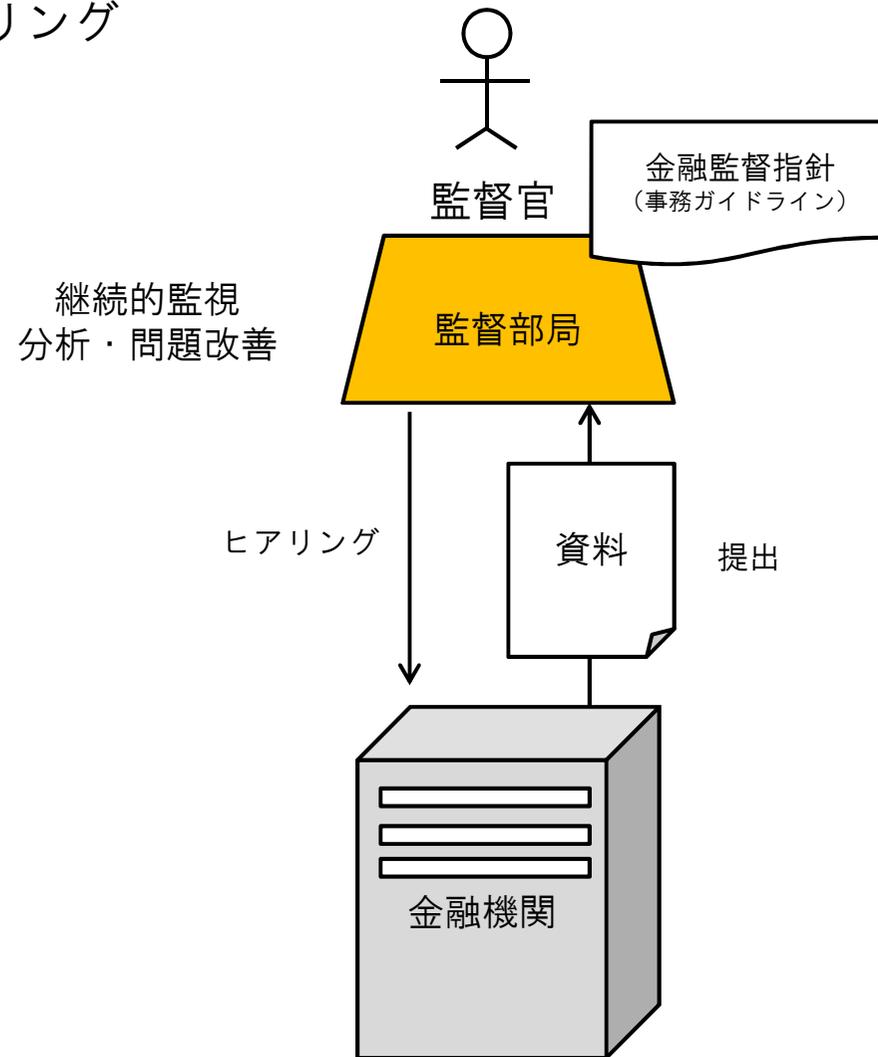
金融機関の監督体制



オフサイトモニタリング・オンサイトモニタリングの両方で監督。

監督指針、監査マニュアルは業務を行う際の手引書。

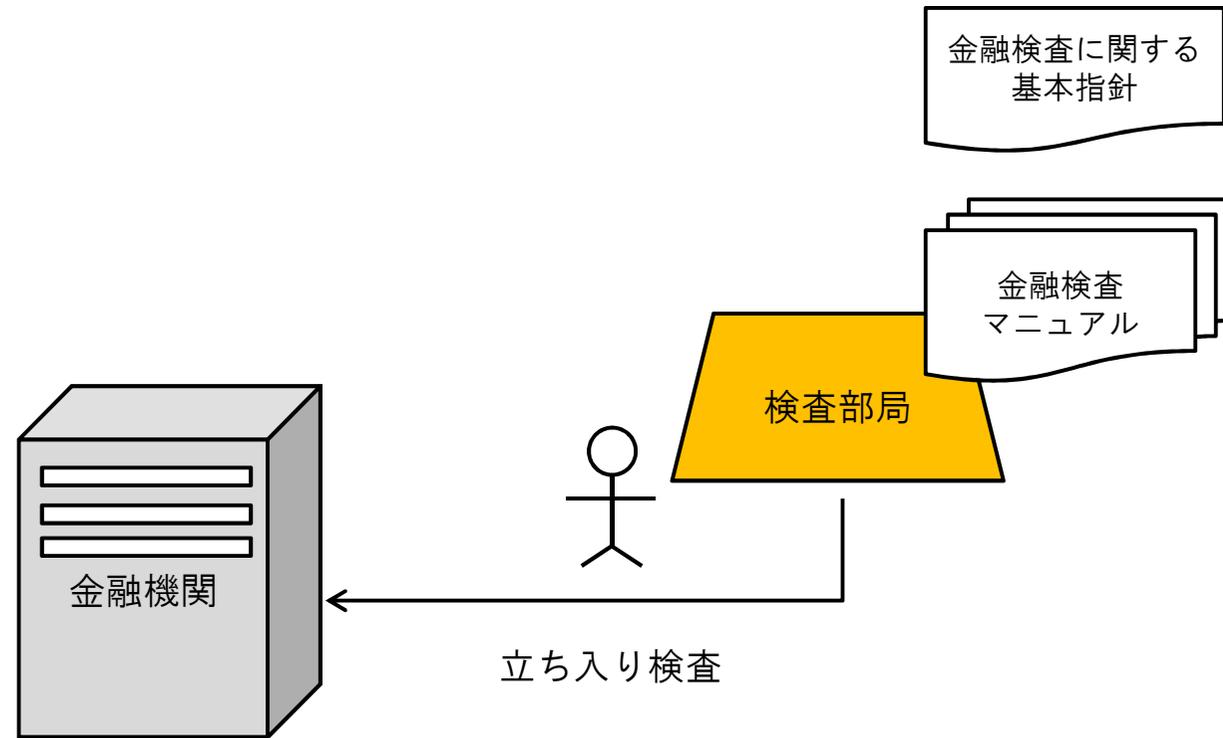
オフサイトモニタリング



継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行う。要領は、金融監督指針に記載。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 | 1-2-1 監督部局の役割
金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割。

オンサイトモニタリング



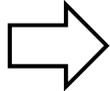
金融機関の店舗に立ち入り、業務の健全性及び適切性の確保、及びその金融機関が金融仲介機能を適切に果たしているかなどの検証を行う。また、本検査で法令違反や不正などが見つかった場合、金融機関に指摘の上、監督部局に内容を伝え、行政処分を検討する。

金融検査に関する基本指針 検査等の実施に当たっての基本的考え方

金融庁及び財務局における検査部局の使命は、銀行法等が求める金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、立入検査の手法を中心に活用しつつ、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認することである。検査部局におけるこうした事実関係の的確な把握等を前提に、監督部局において行政上の措置が行われることとなる。

金融機関に関連する法律・指針・マニュアル

金融再生法



金融機関の破綻の処理の原則を定める。
金融機関へ、信用リスクに応じ、債権を区分する「資産の査定」と、その公表を義務づけた。

(資産の査定の報告)

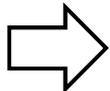
第六条 金融機関は、決算期その他主務省令で定める期日において資産の査定を行い、主務省令で定めるところにより、資産査定等報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の「資産の査定」とは、主務省令で定める基準に従い、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいう。

(資産の査定の公表)

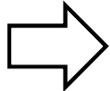
第七条 金融機関は、前条の規定による資産の査定を行ったときは、主務省令で定めるところにより、その区分に係る資産の合計額その他の主務省令で定める事項を公表しなければならない。

金融監督指針
(事務ガイドライン)



当初は、行政部内職員向けの手引書である「事務ガイドライン」として取りまとめられた。
平成16年「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」策定。平成17年「主要行等向けの総合的な監督指針」策定。
オフサイトモニタリングとして、金融監督の基本的な考え方、監督部局の役割、監督上の評価項目を定めた。

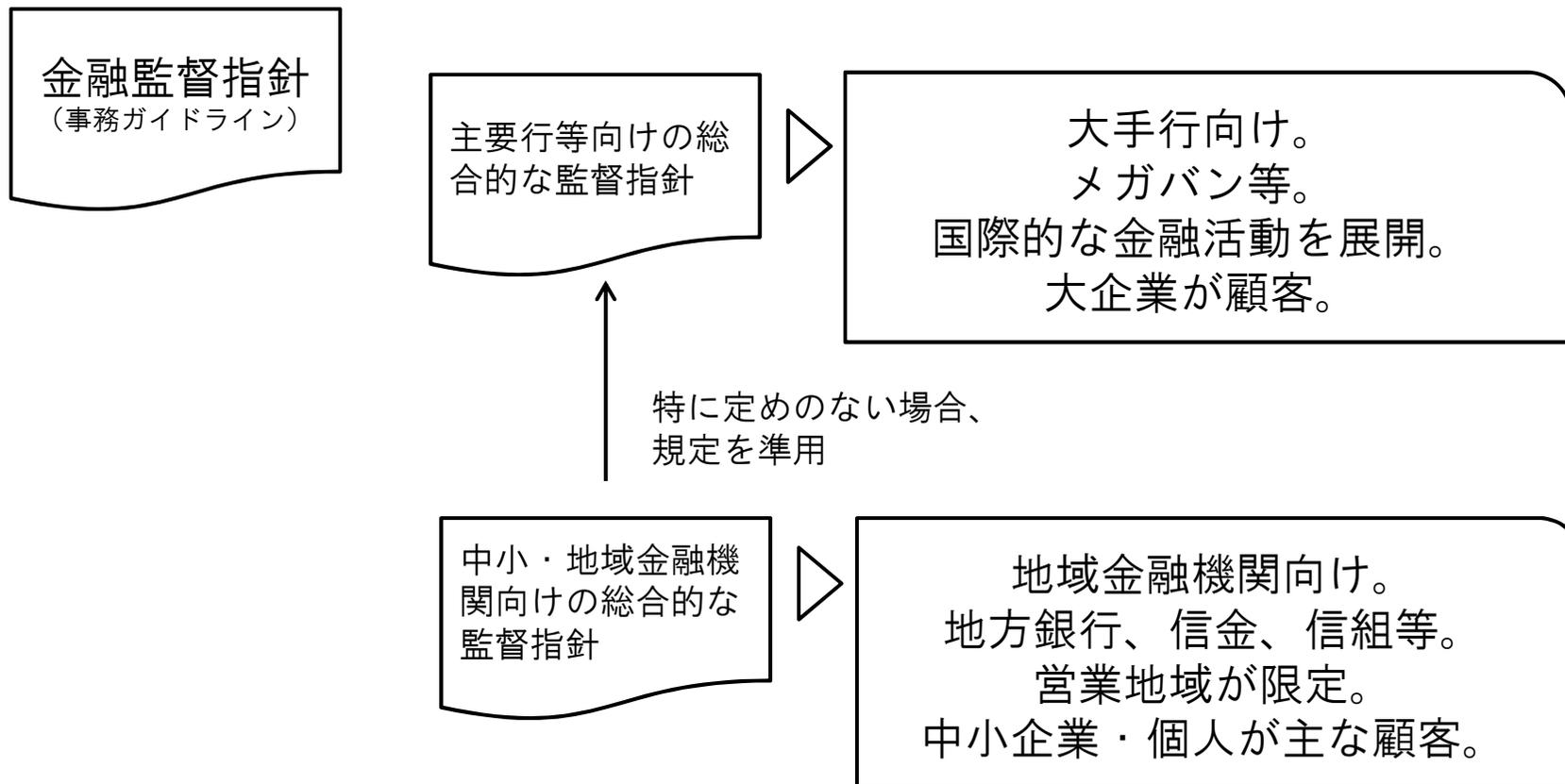
金融検査
マニュアル



平成11年、作成。
検査官が、金融機関を検査する際に用いる手引書。

平成14年、中小企業に特化した「中小企業金融検査マニュアル」作成。

2つの金融監督指針



行政側の監督ルールを定める。

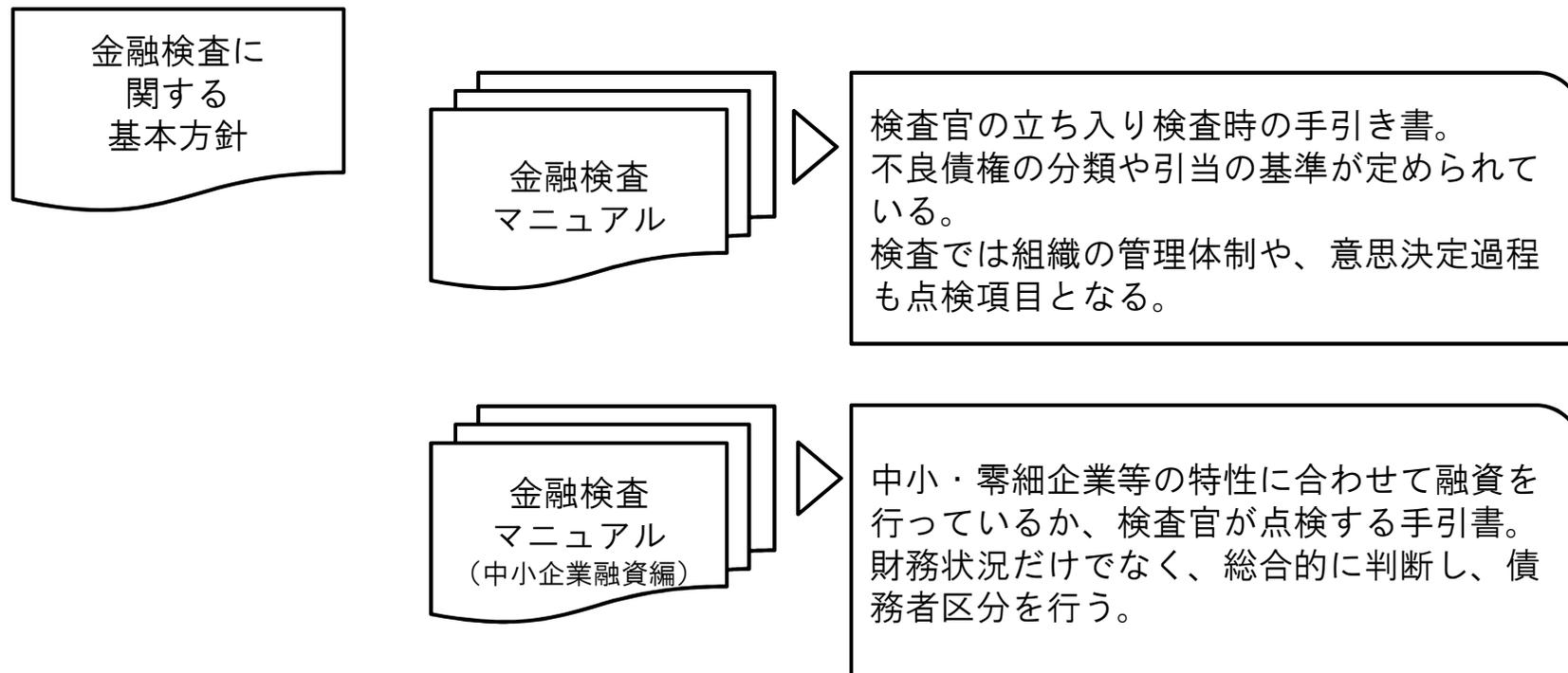
監督部門はルールに則り金融機関の業務の状況を常に詳細に把握する。

金融監督指針（中小・地域金融機関向け）の主な内容

- ・ 適切な経営管理（ガバナンス）が実施されているか？
- ・ 財務の健全性が図られているか？
※統合的なリスク管理を行っているか？
- ・ 法令順守しているか？
- ・ 円滑な資金供給をしているか？
- ・ 地域密着型のサービスを行っているか？
- ・ 成長の可能性の高い企業へ資金を供給しているか？
．．． 等等

～原文を読むと難しいが、要点は、至極当たり前のこと～

金融検査マニュアル



金融検査マニュアルで自己査定[※]の基準を一本化した。

中小・零細企業[※]の特性に応じた債務者区分[※]を行う。

自己査定・・・金融機関が自身で債務者を区分し、貸出債権を危険性に応じ分類すること。
債務者区分・・・債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に区分すること。

金融検査マニュアルの主な内容

- ・ 適切な経営管理（ガバナンス）が実施されているか？

- ・ 円滑な資金供給、貸付条件の変更等に努めているか？

P40 中小・零細企業等向け融資

①【金融円滑化への対応】

②【取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・
経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等】

} 金融機関に要求
されること

- ・ 法令順守し、統合的なリスク管理を行っているか？

P203 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

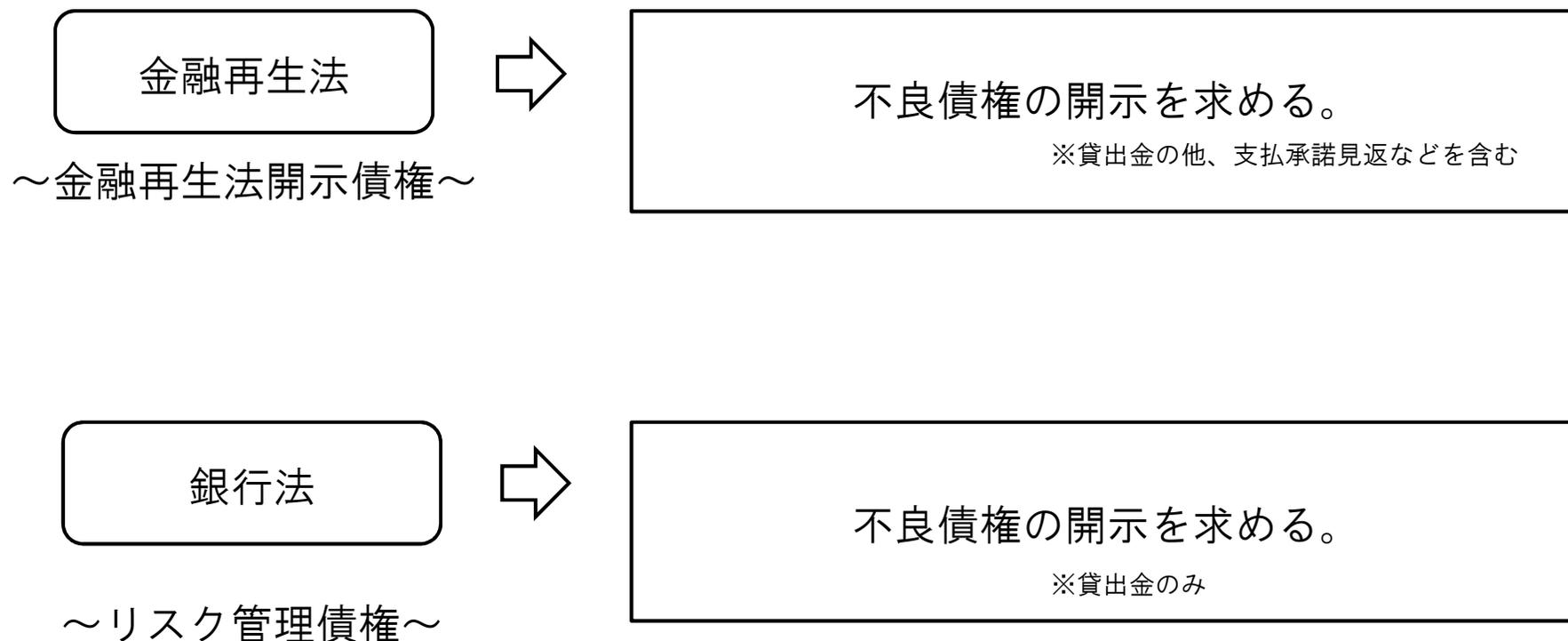
①【自己査定結果の正確性】

（i）別表1に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準
に則って正確に行われているか。

別表1 自己査定の手法を定める。

～中小企業支援のため、理解しておくべき箇所はわずか～

開示を求められる不良債権

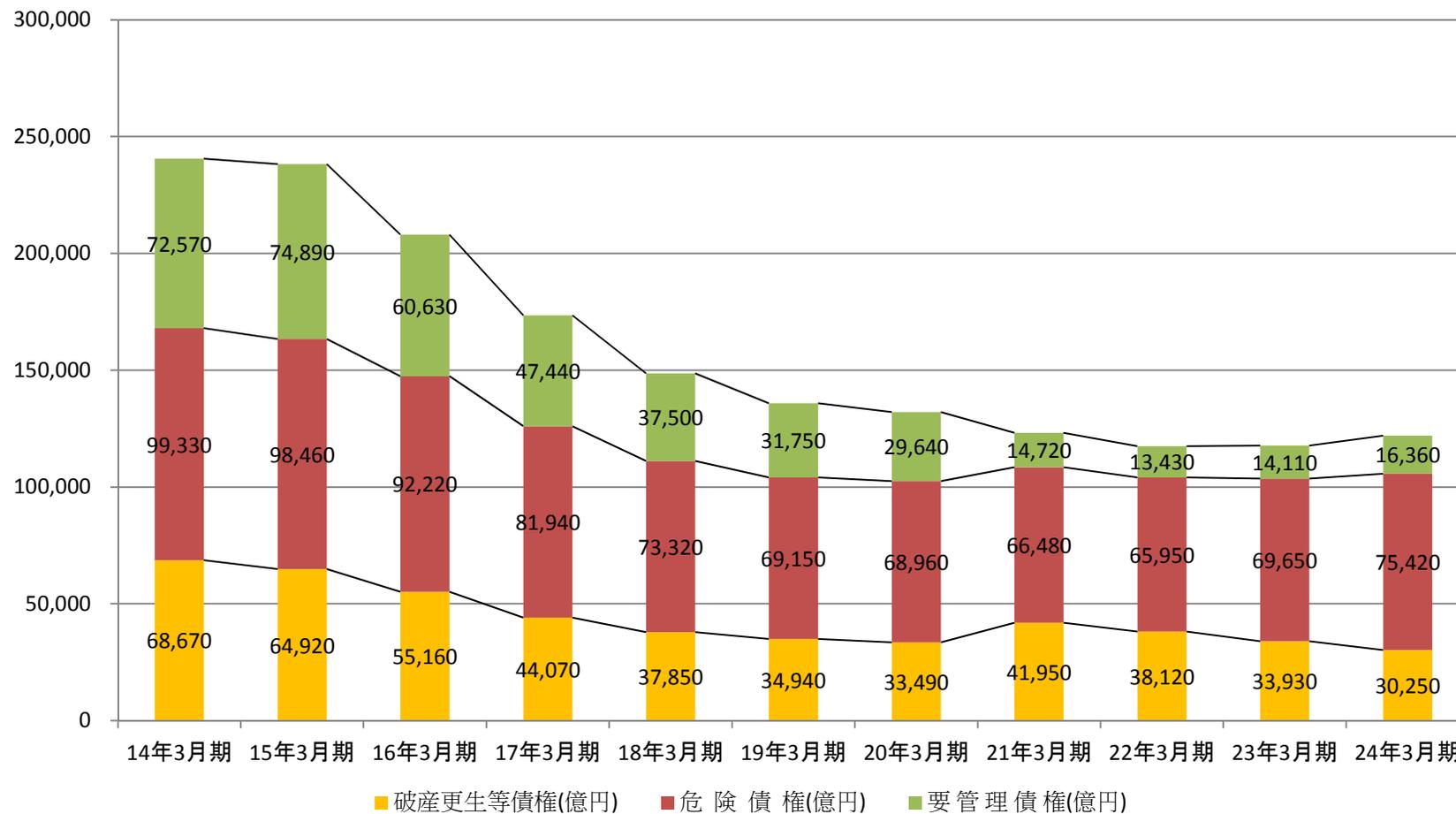


2つの法律で、不良債権の範囲、分類は違うが、概ね同じ内容。
金融機関、金融庁のホームページで確認できる。

金融再生法開示債権等の推移

◇金融再生法開示債権の推移

【出典】金融庁HP 金融再生法開示債権の状況等について



10年間で不良債権比率**8.6%**→**4.0%**に減少。

特に要管理債権は、4分の1以下に減少。

大分県金融機関の不良債権の現状

【出典】金融庁HP 中小・地域金融機関の主な経営指標／各金融機関HP

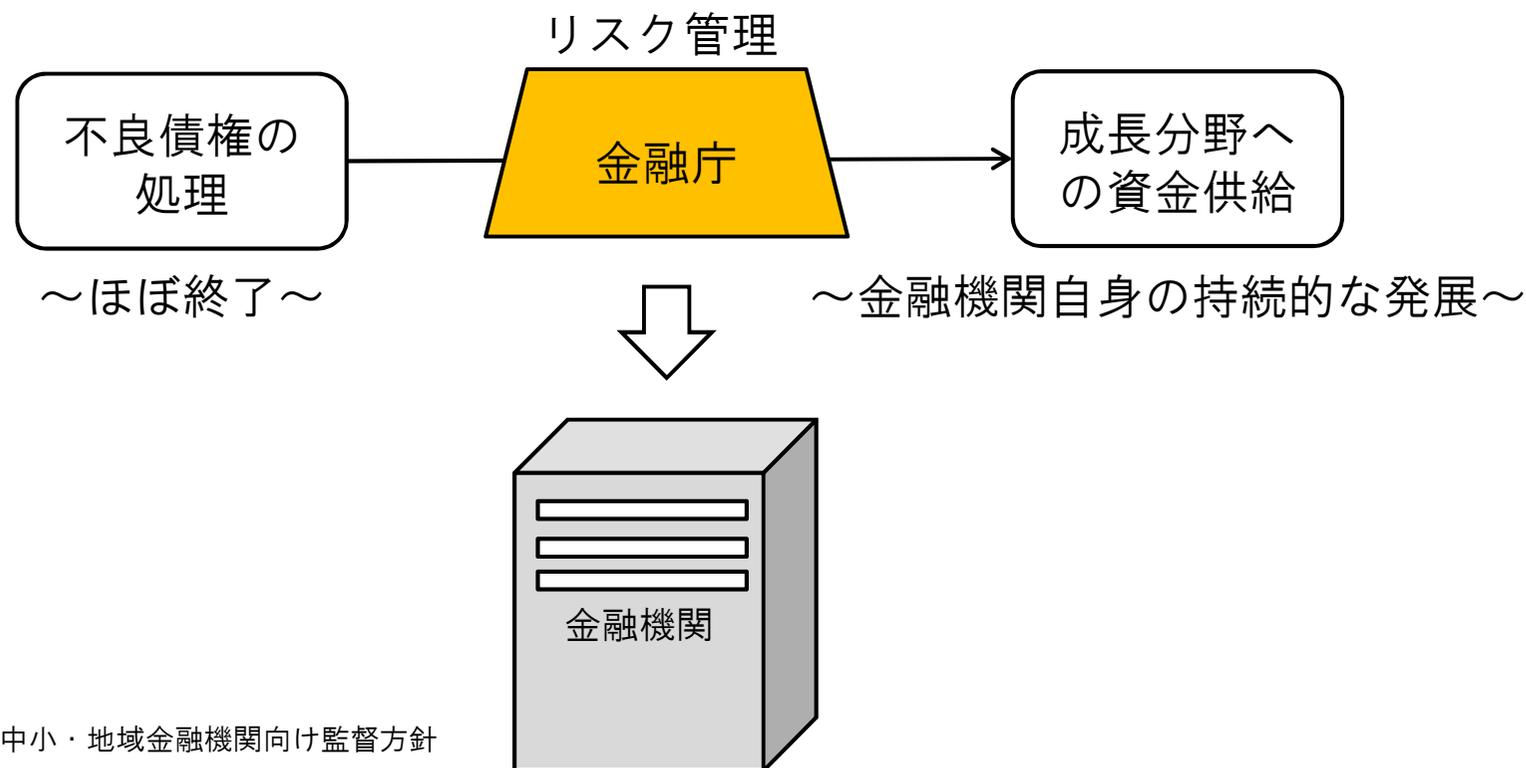
単位：百万円

		O銀行		H銀行		O信用金庫		O信用組合	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
不良債権	破産更生債権 及びこれらに準ずる債権	10,381	0.62%	3,653	0.92%	4,307	4.90%	3,840	2.09%
	危険債権	73,507	4.39%	9,853	2.48%	3,155	3.59%	10,475	5.69%
	要管理債権	3,818	0.23%	83	0.02%	638	0.73%	1,640	0.89%
	計	87,706	5.24%	13,589	3.42%	8,100	9.21%	15,955	8.67%
正常債権		1,584,823	94.76%	384,001	96.58%	79,856	90.79%	167,996	91.33%
総計		1,672,529	100%	397,590	100%	87,957	100%	183,953	100%

金融機関の不良債権率は第1地銀で5%前後。
信用金庫、信用組合は10%前後。

※H銀行は2006年4月、金融庁から早期是正措置を受け、自らの再生へ取り組んだ。

金融庁の方針変更



平成25 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針

1. 総論

2. 監督当局の取組姿勢等

・地域金融機関が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかを確認。

・ベター・レギュレーション※の一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

※ベター・レギュレーション・・・より良い規制環境を実現するための金融規制の質的な向上

2. 重点監督分野

(4) 中小企業に対する経営改善支援等

- ・本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年
- ・外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
- ・条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況のフォロー
- ・地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生・地域活性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上
- ・事業再生ファンドの設立・活用促進、エクイティファンド等を活用した創業支援 等

第2部 信用リスク管理の基本

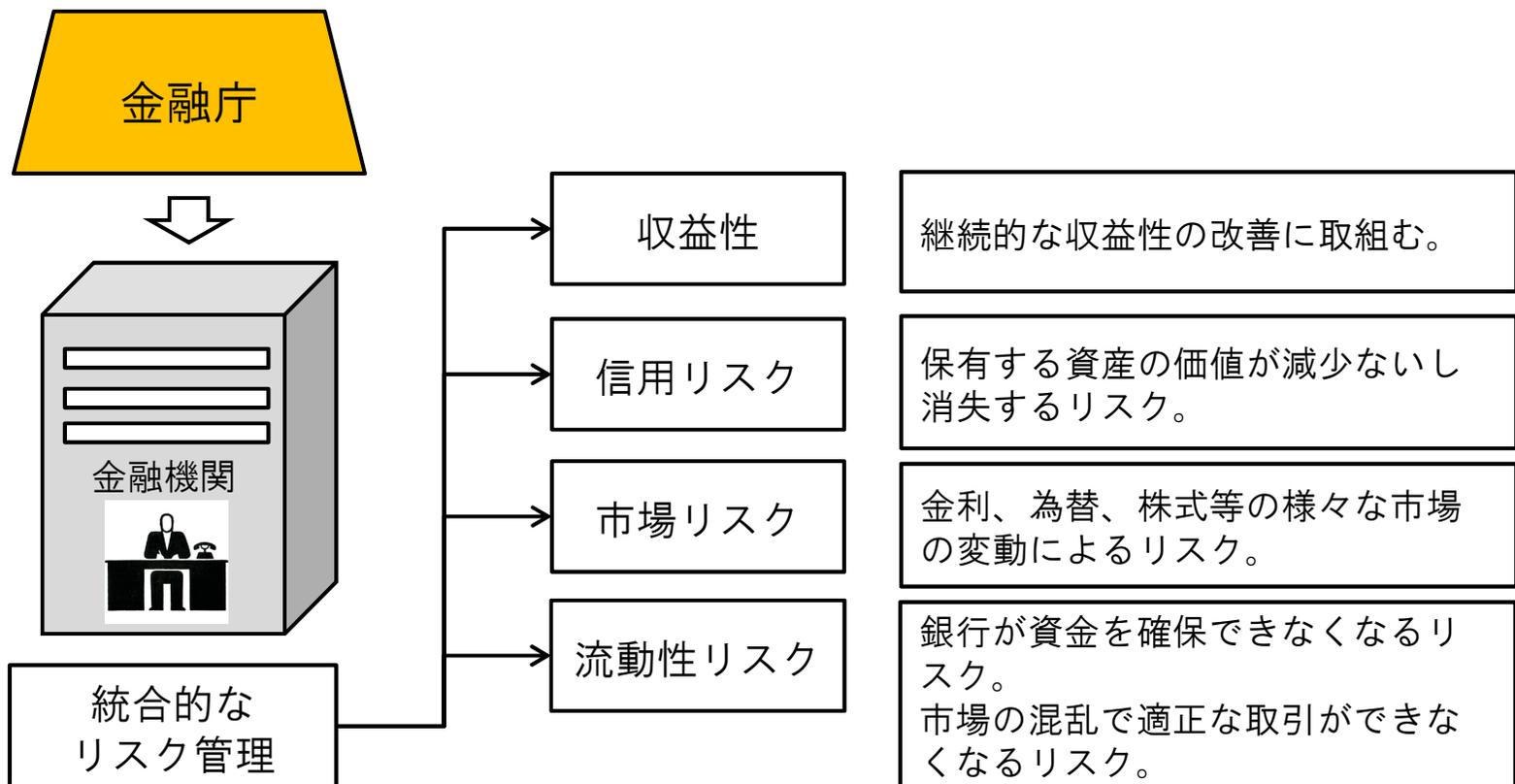


金融機関は信用リスク管理が必要

信用リスク管理の基本的枠組みは定められている

信用リスク管理のポイントは不良債権化

統合的なリスク管理



他にもオペレーショナルリスク

金融機関は統合的なリスク管理体制を構築しなければならない。

中小企業の融資に関わることは、信用リスク。中小企業の財務状況の悪化

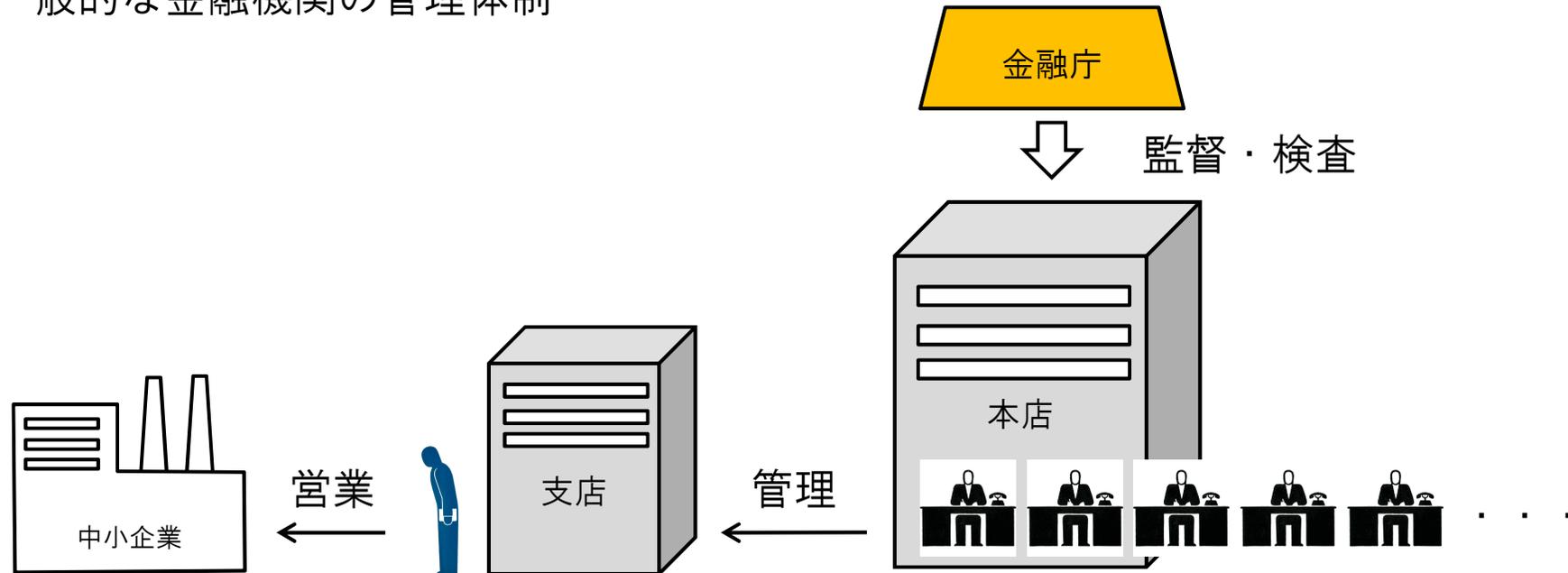
等が経営に与える影響を分析し、適切な対応を講じなければならない。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

II - 2 - 2 - 1 統合的なリスク管理

銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。

一般的な金融機関の管理体制



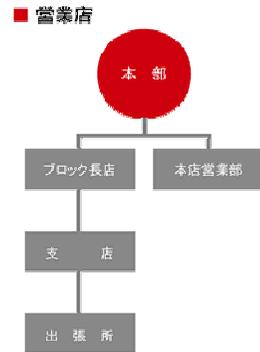
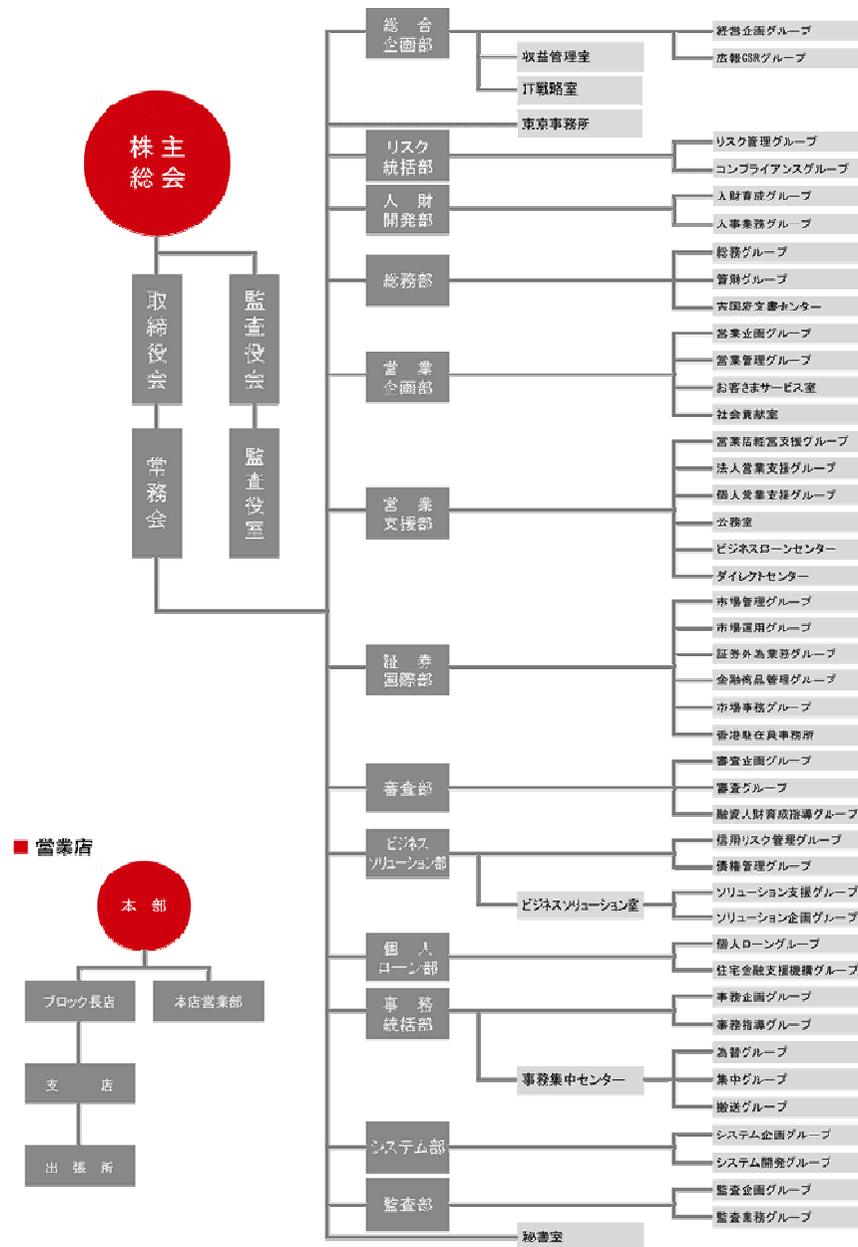
～金融検査マニュアルで延々と続く管理体制の規定～

- ・ 取締役会等は、管理者又はコンプライアンス統括部門を通じ、各業務部門及び営業店等において、法令等遵守態勢の実効性を確保する態勢を整備させているか。
- ・ 取締役会等は、取引時確認に関する責任者又は担当部署を設置しているか。
- ・ 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。
- ・ 信用リスク管理に関する部門（以下「信用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針。
- ・ 審査部門は、例えば、営業推進部門等から独立し、審査部門の担当取締役は営業推進部門等の取締役が兼務していないなど、営業推進部門等の影響を受けない体制となっているか。

・・・等等

～組織とその意思決定は複雑になる～

〇銀行の組織図



どの部門がどのような役割と権限を持っているかは外部からはわかりにくい。

信用リスク管理の基本

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク。
自己査定	金融機関が、債務者とその財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力に応じ区分した上で、自ら保有する資産を回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて区分すること。 金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業。
償却・引当	自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ること。

金融機関は信用リスクに応じ、
債権を区分する「資産の査定」をしなければならない。
「資産の査定」に応じ、償却、引当の処理を行う。

自己査定の基本

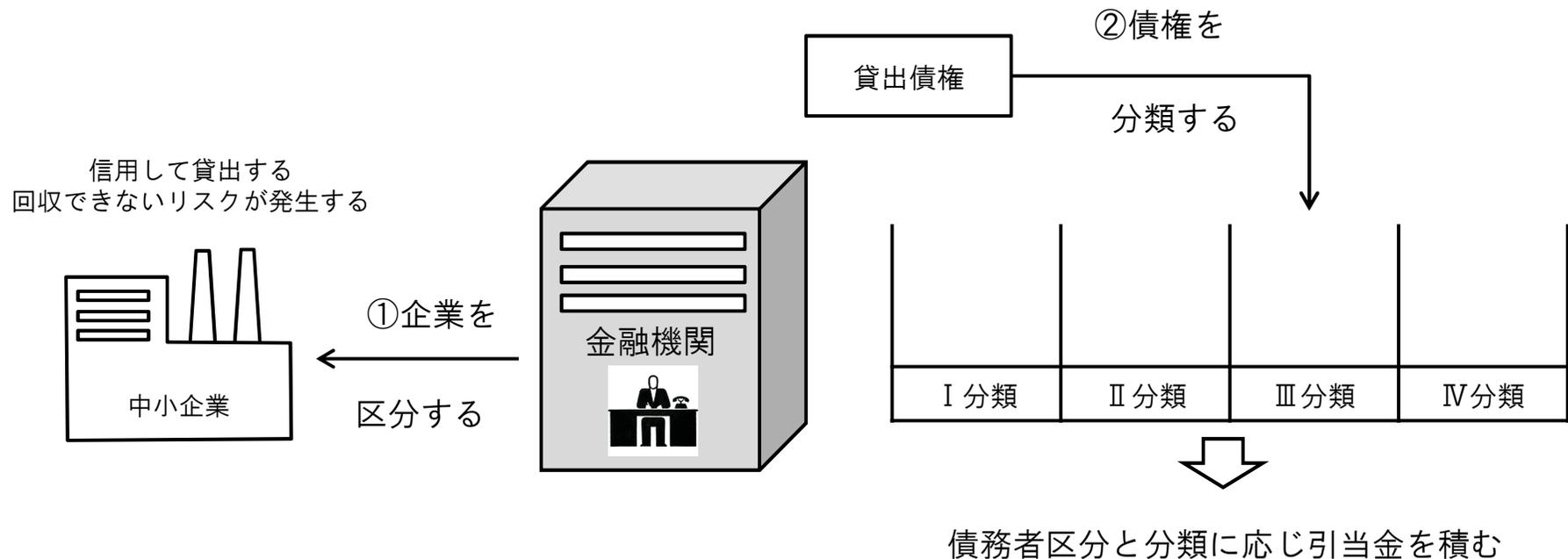
債務者区分

※債務者区分とは金融検査マニュアル別表（1）に定められているもの

債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に区分する。
～個別債務者の貸倒リスクを把握する～

分類

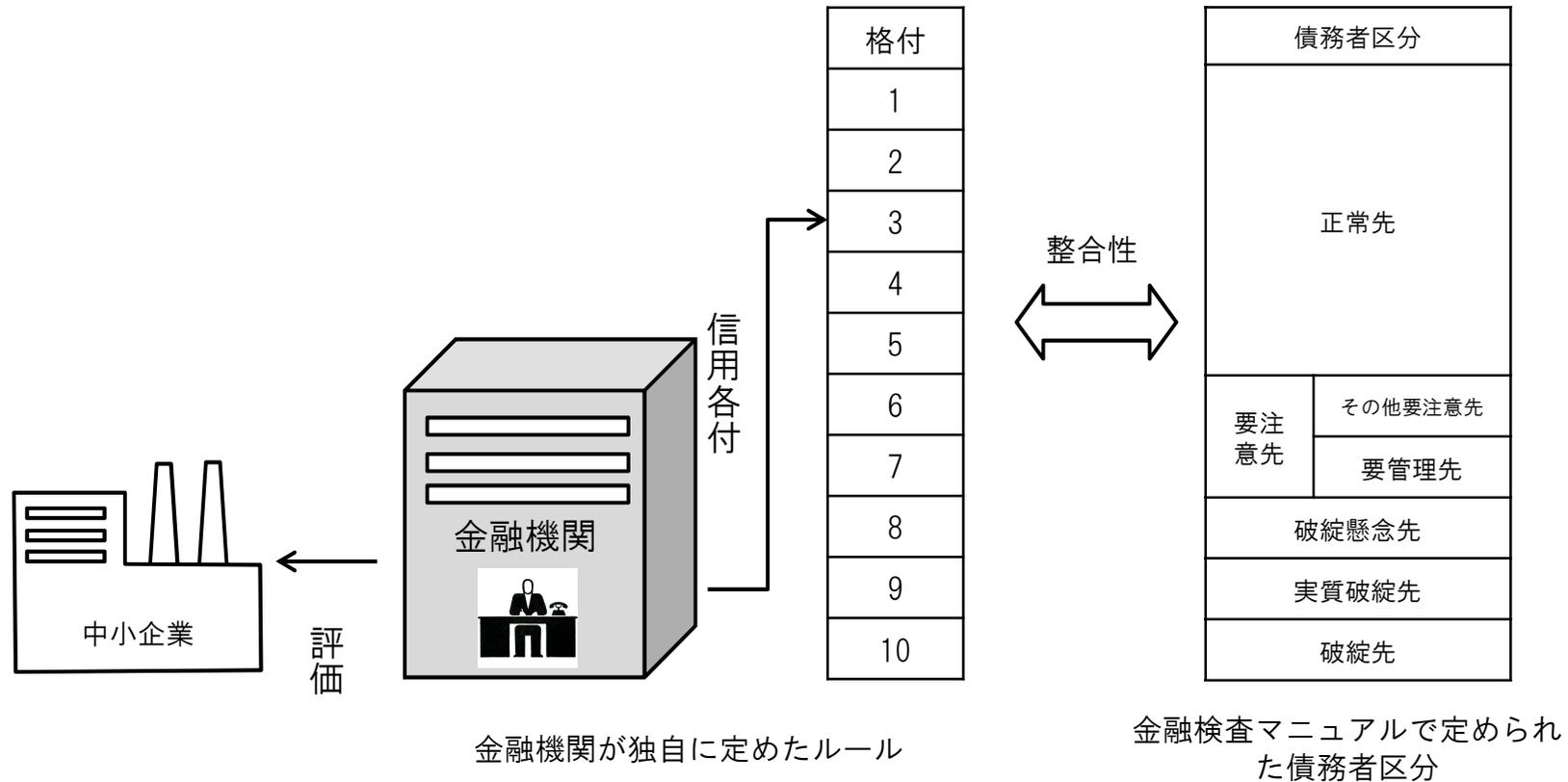
回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類する。
～個別債権の回収リスクを把握する～



金融検査マニュアル 自己査定（別表1） 1 債権の分類方法 （1）基本的な考え方

債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。

信用格付と債務者区分



金融機関は中小企業の財務内容等に基づき信用格付を行う。
 信用格付は、各金融機関が独自にルールを定める。しかし、信用格付は、
金融検査マニュアルで定められた債務者区分と整合性を持たなければならない。

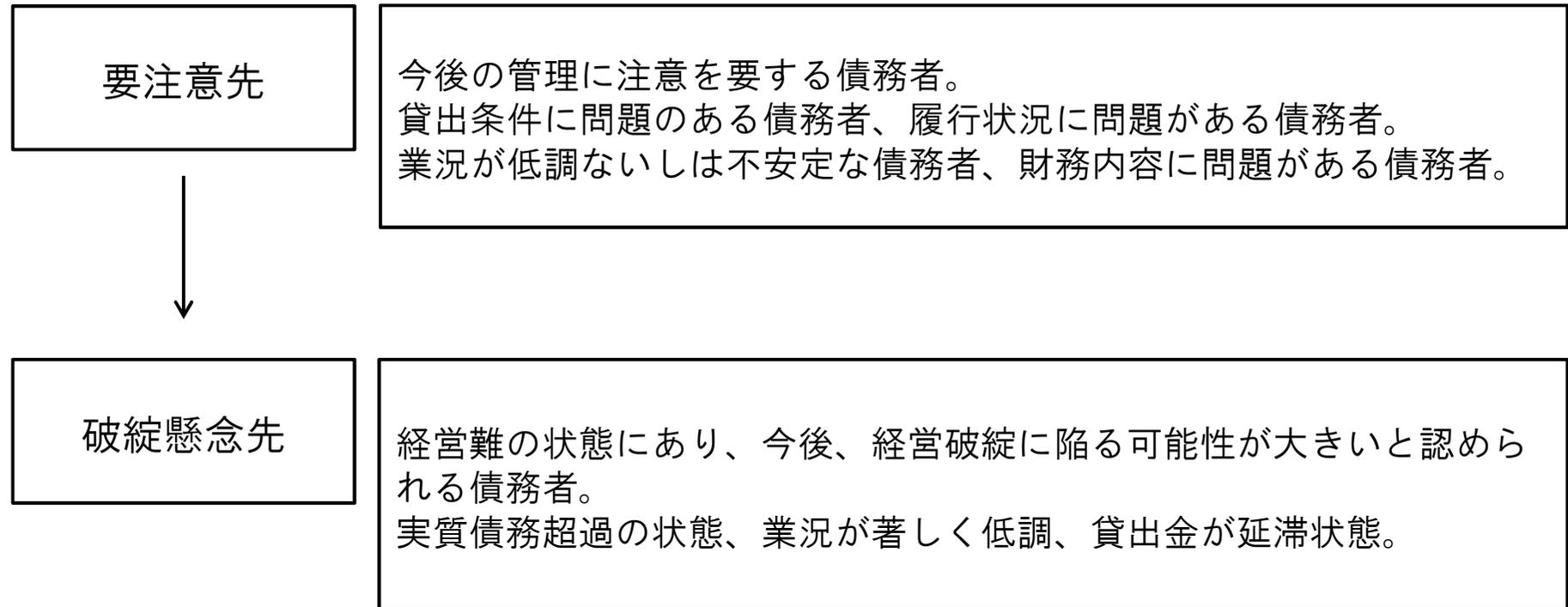
金融検査マニュアル 自己査定（別表1） 1 債権の分類方法 （2）信用格付け
 債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。
 また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。

債務者区分の基本

信用格付の基本	正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。
	要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。
	破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
	実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
	破綻先	破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

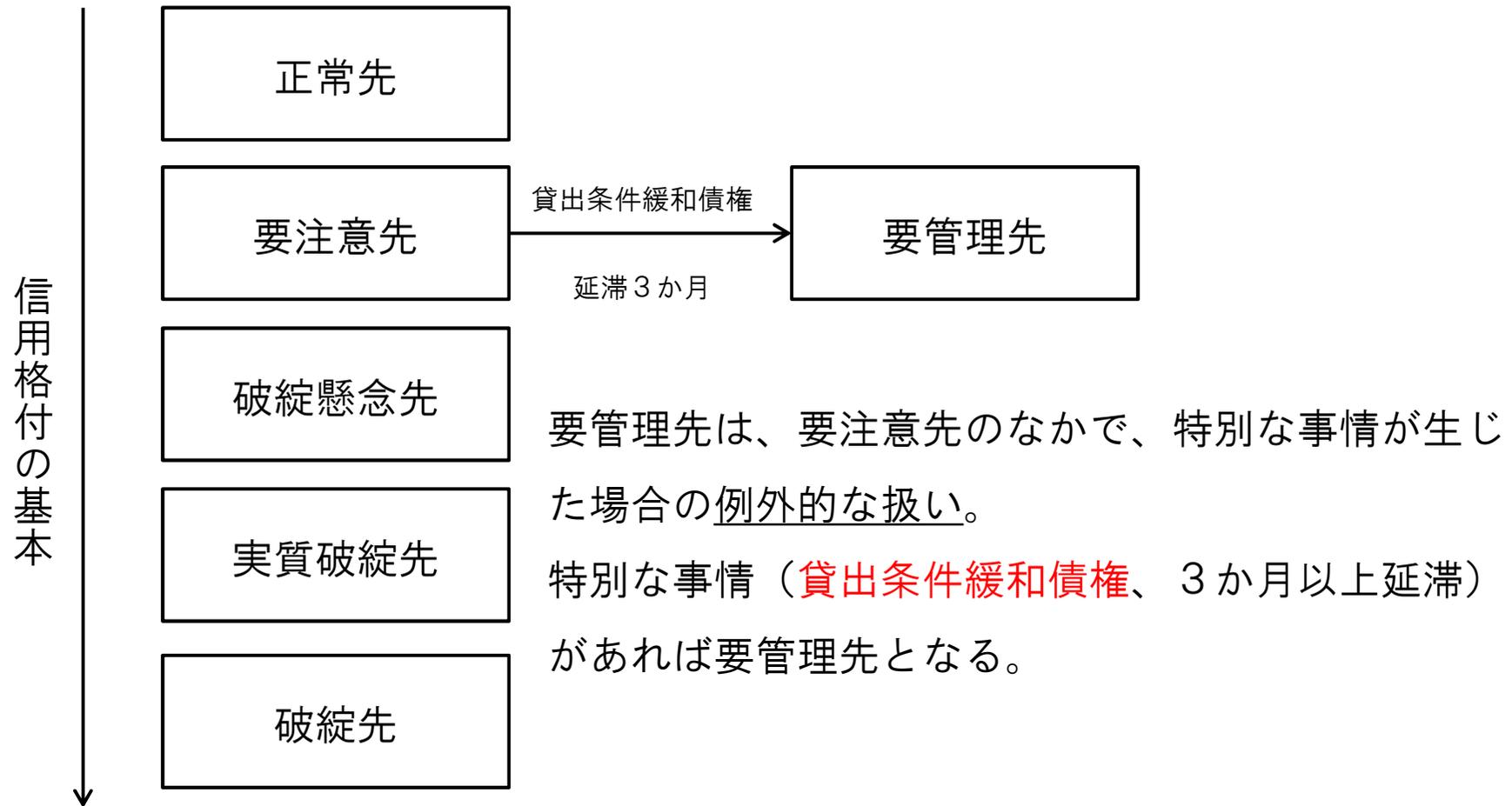
基本の区分は5つ。解釈が難しいのは要注意先と破綻懸念先の境界線。

要注意先と破綻懸念先



具体的に何を基準に破綻懸念先に格付するかは、
各金融機関の査定基準や、個別の中小企業の実情次第である。
金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕では、
よほどのことがない限り、破綻懸念先にはならないと解釈できる。

要管理先の扱い



金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則

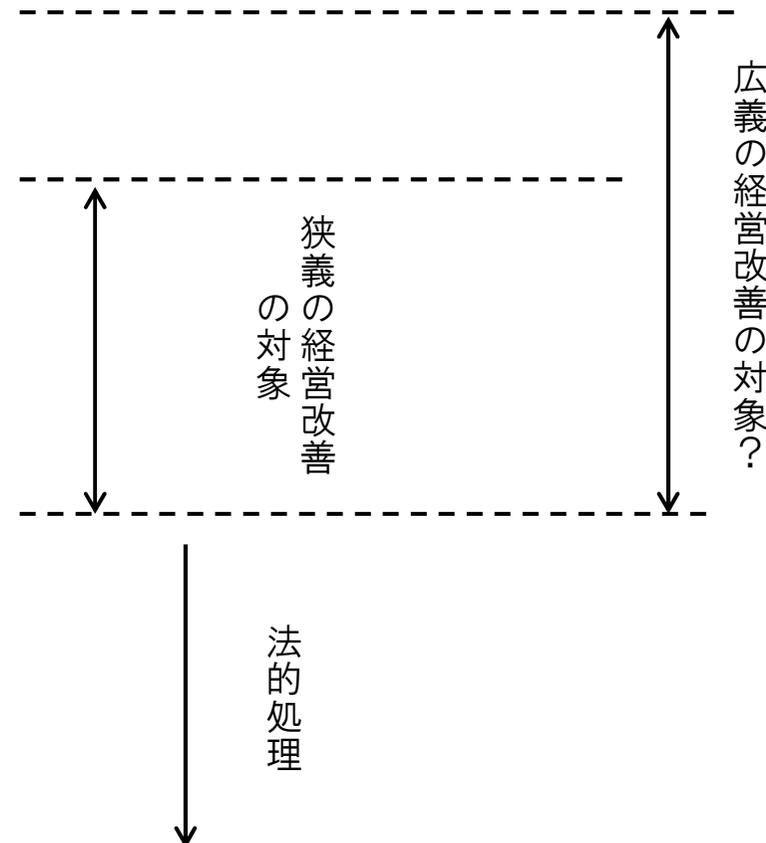
第四条第三項 「要管理債権」とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権をいう

金融検査マニュアル 自己査定（別表1）備考

「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。

実質的な経営改善、経営再建（金融庁が定義するもの）の対象

債務者区分		債務者の状況
正常先		業況良好 財務内容問題なし
要注意先	その他 要注意先	業況低調・不安定 財務内容問題あり
	要管理先	以下の債権を含む ・貸出条件緩和債権 ・3か月以上延滞債権
破綻懸念先		経営難
実質破綻先		深刻な経営難 実質的に経営破綻
破綻先		経営破綻の事実発生



狭義の経営改善計画書を必要とする企業は、
実質的に要管理先と、破綻懸念先になりそうな企業。

貸出債権の分類

回収可能性				
分類区分	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
おおまかな定義	回収問題なし	回収やや危険	回収危険	回収不可能
詳細な定義	回収の危険性または価値を損なう危険性について問題のない資産	債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権などの資産	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産	回収不能または無価値と判定される資産
詳細な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「正常先」に対する債権 ・「正常先」以外の債務者区分の債務者に対する債権のうち、預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・「要注意先」に対する債権のうち、非分類以外の部分 ・「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、不動産担保などの一般担保・保証などで保全された部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・「破綻懸念先」に対する債権のうち、非・Ⅱ分類以外の部分 ・「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、担保の評価額と処分可能見込額との差額部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分

回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類する。

引当金の積み立て

債務者区分		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	
正常先		正常先に対する債権				
要注意先	その他 要注意先	優良担保・ 保証などで 保全された 部分	非分類以外 の部分			
	要管理先					
破綻懸念先			一般担保・ 保証などで 保全された 部分		非・Ⅱ分類 以外の部分	
実質破綻先					担保の評価 額と処分可 能見込額と の差額	非・Ⅱ・Ⅲ 分類以外の 部分
破綻先						

債務者区分と分類に応じて引当金を積む。

引当金の積み立て

破綻先からは個別貸倒引当金

債務者区分		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
正常先		一般貸倒引当金 1年間予想損失額					
要注意先	その他 要注意先	一般貸倒引当金 平均残存期間または1年間予想損失額					
	要管理先	一般貸倒引当金 平均残存期間または3年間予想損失額					
破綻懸念先		担保保証などで 保全されている			個別貸倒引当金 3年間予想損失額		
実質破綻先					個別債務者ごとに債権額を予想損失額 とし、予想損失額に相当する額を個別 貸倒引当金として計上するか、直接償 却する。		
破綻先							

要管理先から引当金額は大きくなる

全額処理

※大口債務者（与信額100億円以上）はDCF法

第3部 中小企業の格付

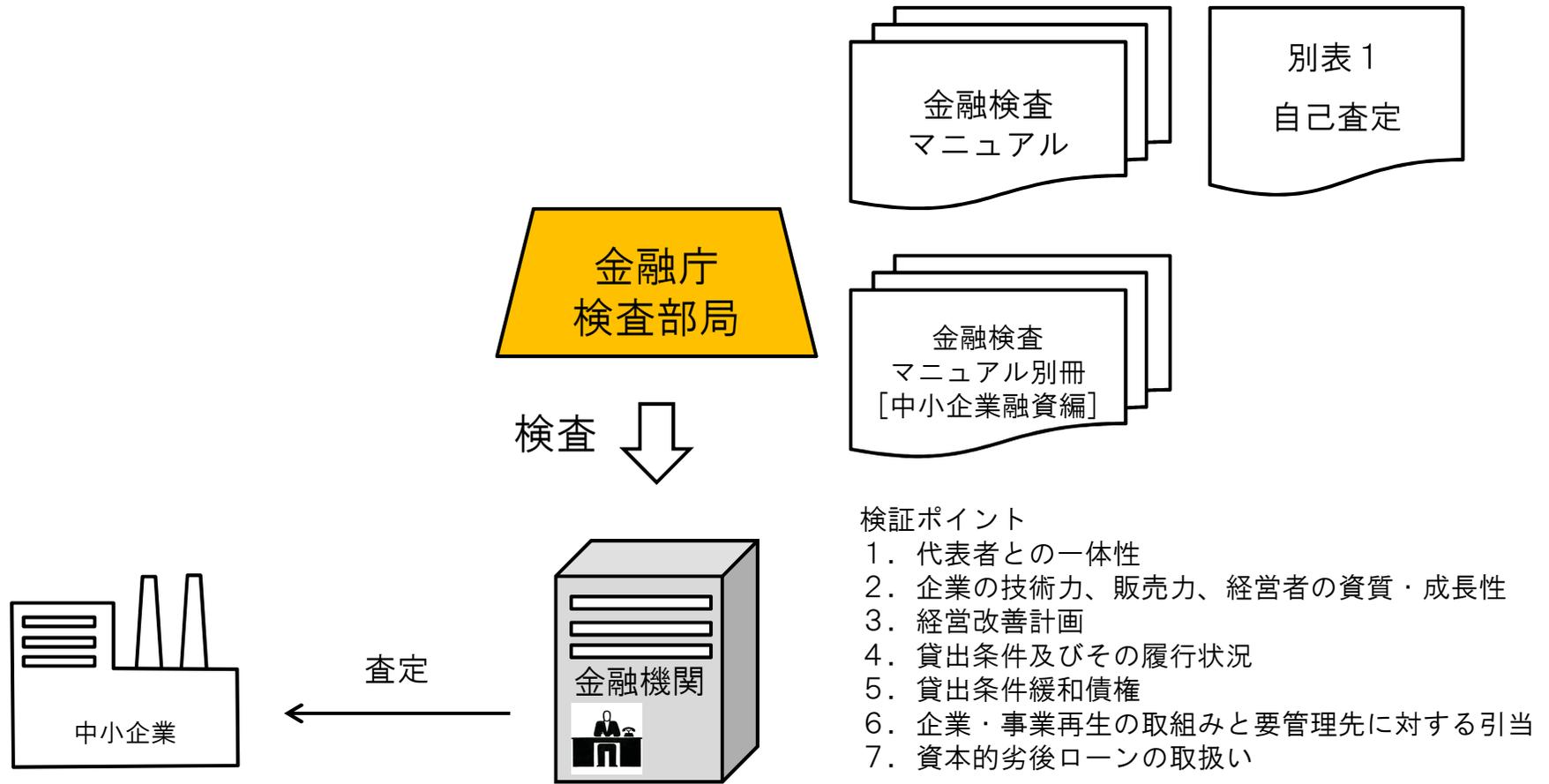


中小企業と大企業の格付は異なる

ポイントは貸出条件緩和債権

信用管理のスキームは大きく改善された

信用リスク管理と金融検査マニュアル



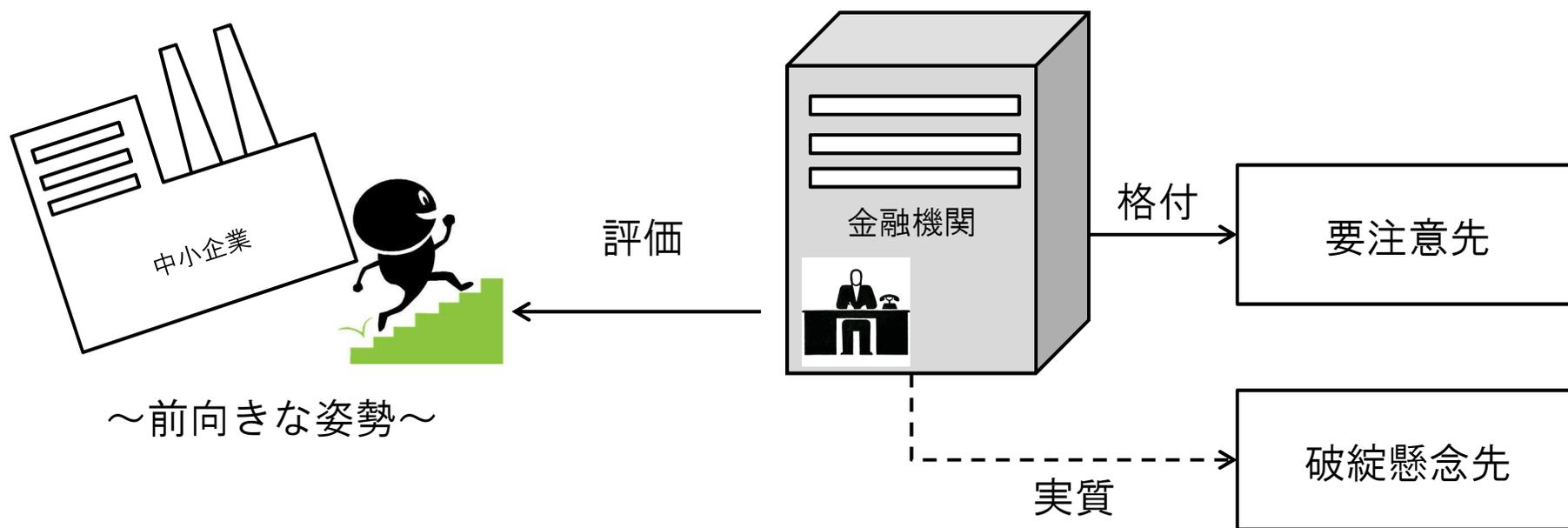
中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断する。

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]

- ・ 代表者の個人資産も、企業の資産と見なそう。
- ・ 企業の技術力や、販売力など財務諸表に載らない強みを評価しよう。
- ・ 経営改善計画は、大部、精緻なものでなくてもよしとしよう。
計画通りにっていない場合は、要因を分析し、今後の検討をしよう。
- ・ 貸出金が当初の条件と違う場合、その要因を確認しよう。
- ・ 貸出条件緩和債権の判定は、中小企業の実態に十分に留意しよう。
．．．等等

～中小企業の実情が反映されたものになっている～

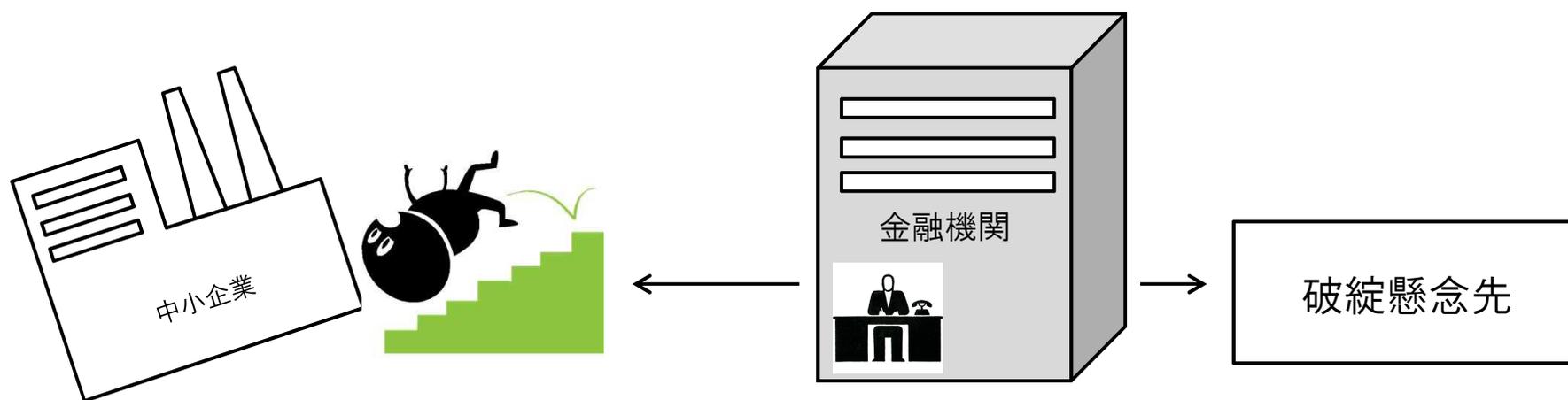
金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の扱い



金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕では、
中小企業が前向きな姿勢を示せば、破綻懸念先に格付けされることはない。
前向きな姿勢とは、経営者の資質、定性的な強み、個人資産、経営改善計画等。

※検証ポイントに関する運用例を参照

破綻懸念先に格付される中小企業



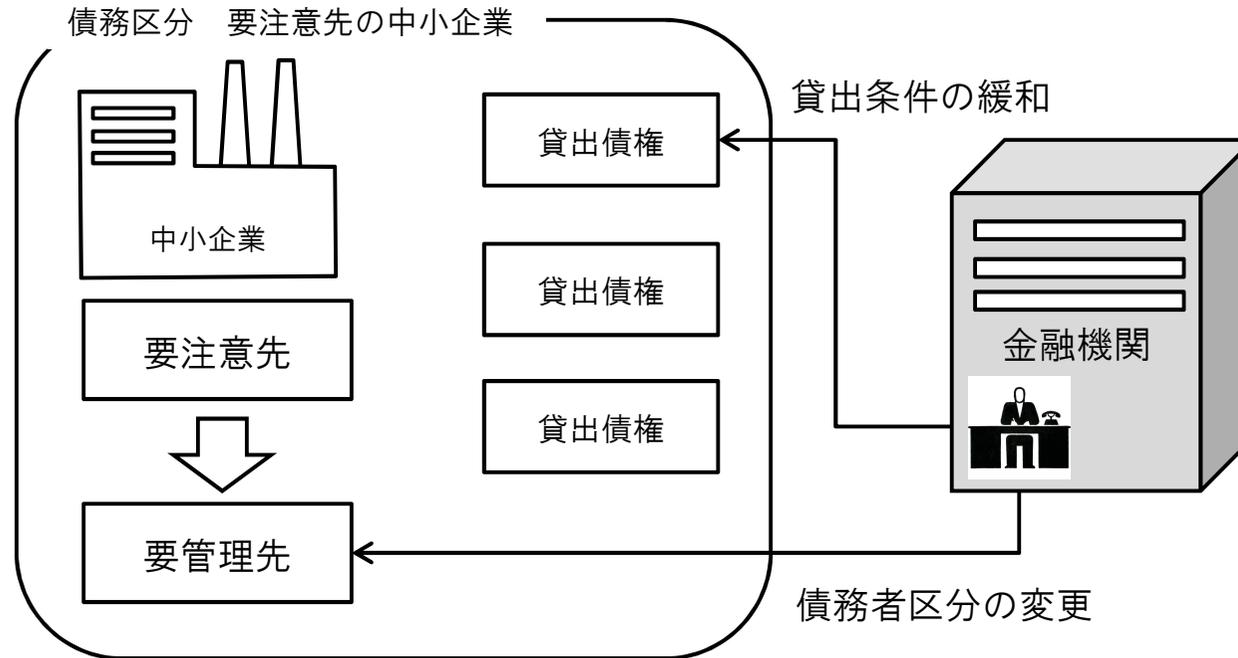
破綻懸念先への格付けは、業績、経営姿勢共に問題がある企業。

経営への前向きな姿勢を示さない。

経営改善計画が全然予定通り進まなかったなど。

要管理先に格付される企業

～貸出条件緩和債権が発生した～

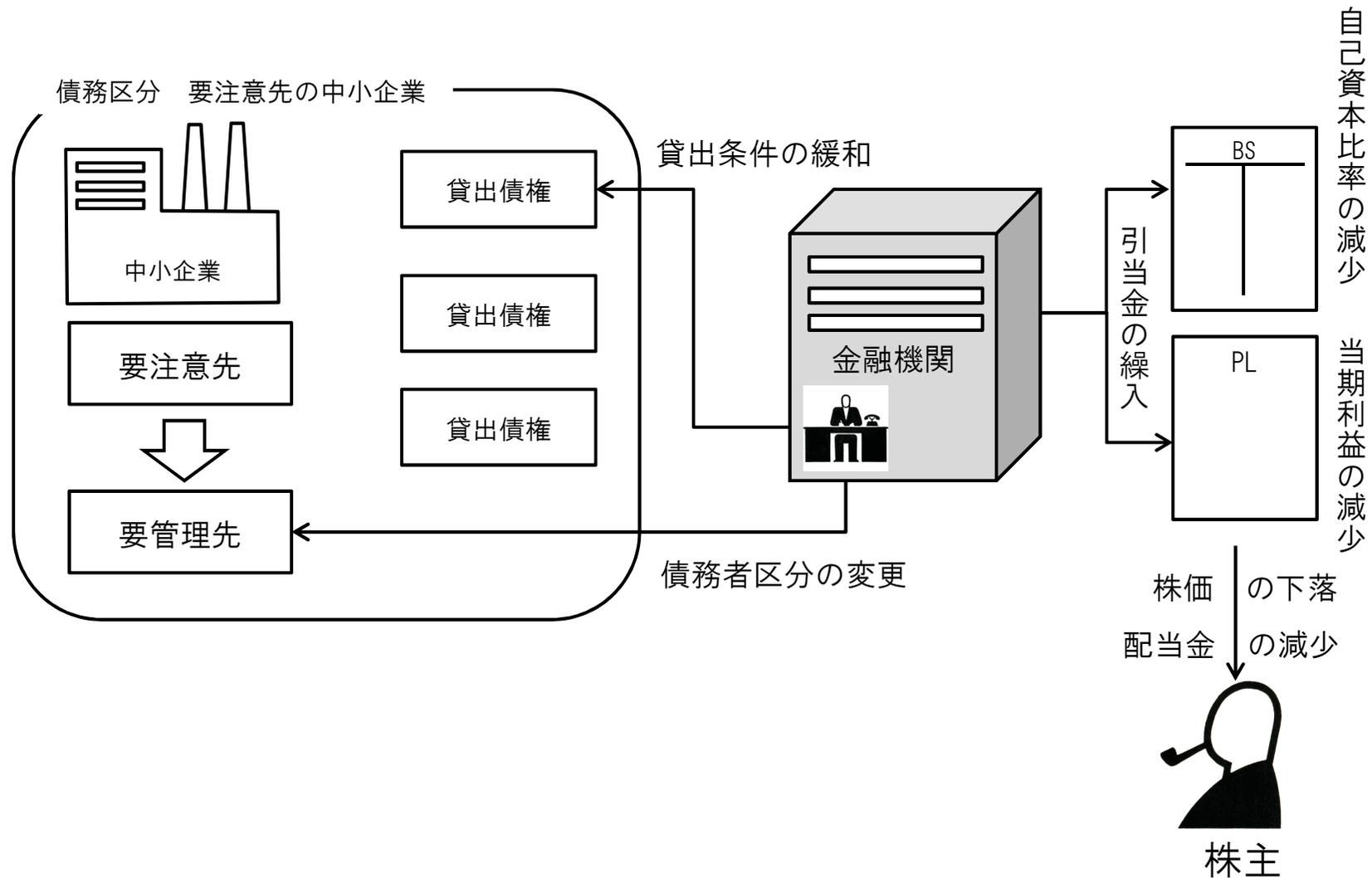


～貸出条件緩和債権とは～

金融機関が債務者への再建支援を目的に、金利減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、債務者に有利となる取決めに応じた債権。

～現行の体制では貸出条件緩和債権はあまり発生しなくなった～

貸出条件緩和の問題点

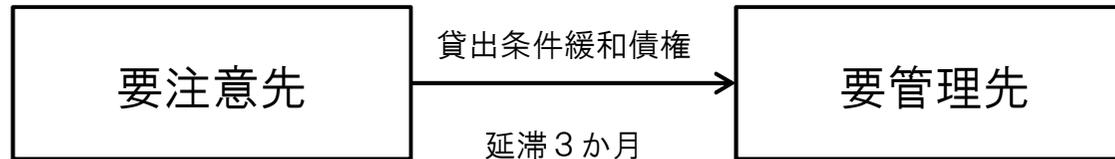


金融機関は株式会社である以上、自機関に不利益になる契約はできない。

特に株主に外資系が多いメガバンクは難しい。

要管理先の格付の問題

～もともとは金融危機時の不良債権処理のためのルール～



貸出条件緩和債権と判定されれば、要管理先となる。

要管理先となれば引当金が増加し、金融機関の管理コストも増加。



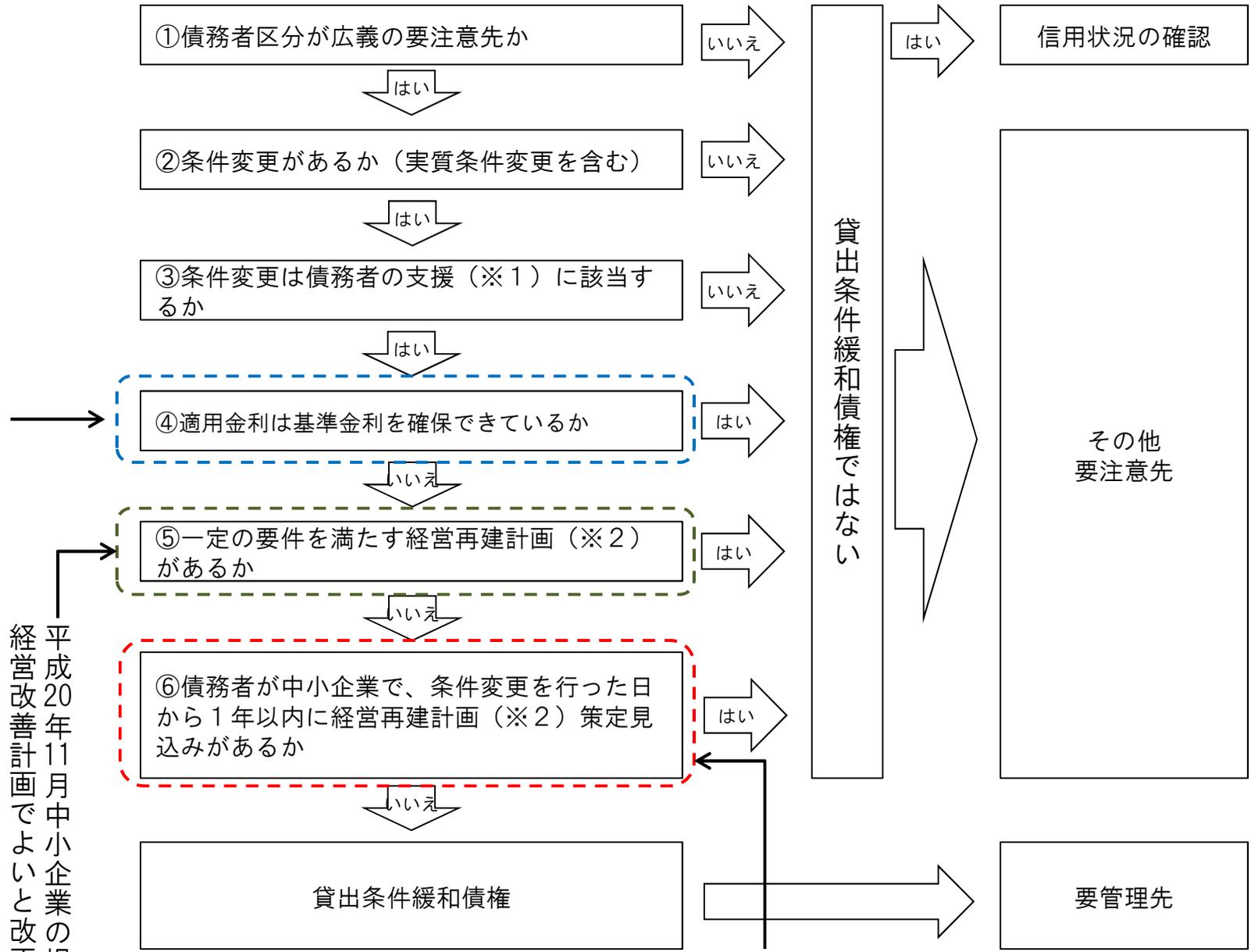
柔軟に貸出条件を変更できたほうが、
中小企業にも金融機関にもメリットがある。



貸出条件緩和債権の扱いについて、
金融監督指針、金融検査マニュアルの見直しがあった。

貸出条件緩和債権の判定のフローチャート

平成21年6月に基準金利の決定方法が明確化



平成20年11月中小企業の場合、経営改善計画でよいと改正

平成21年12月金融監督指針改正

大きな変更点①

平成20年11月 金融検査マニュアル別冊 中小企業融資編 改正

二. 中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表1）1.（3）③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画（以下「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とは取り扱わない。また、経営改善計画の検証にあたっては、上記3. 経営改善計画を踏まえて検討する必要がある。

～実質、中小企業には経営再建計画の定義は適用しなくてよくなった～

大きな変更点②

平成21年6月 「貸出条件緩和債権関係Q & A」公表

基準金利の決定方法が明確化された

基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること。

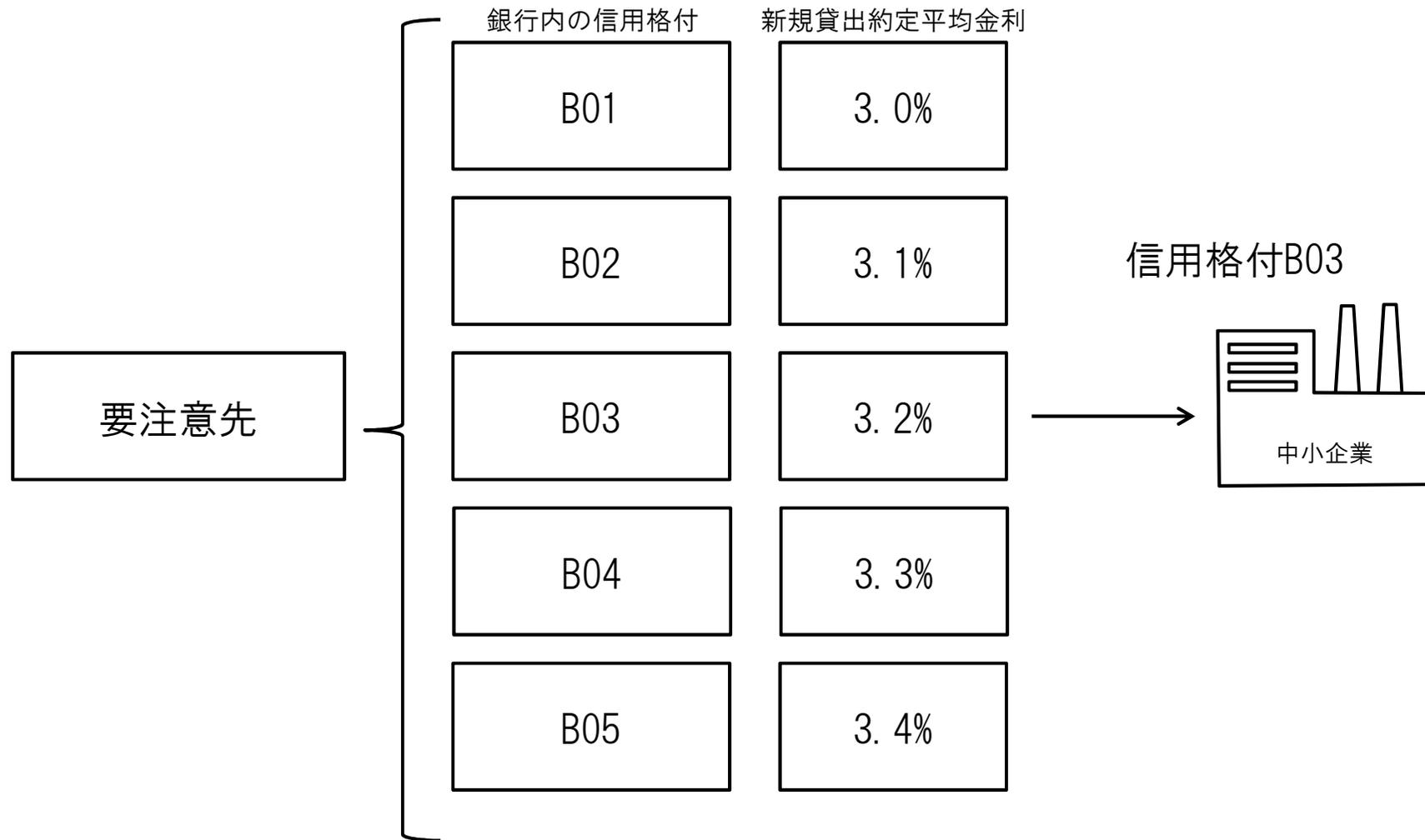
具体的には、

設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること。

ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。

～基準金利の算出方法が明確化された～

基準金利の設定



その企業の信用格付に応じた金利を下回らなければいいという当たり前の話。
金融機関は柔軟に貸出条件の変更に応じられるようになった。

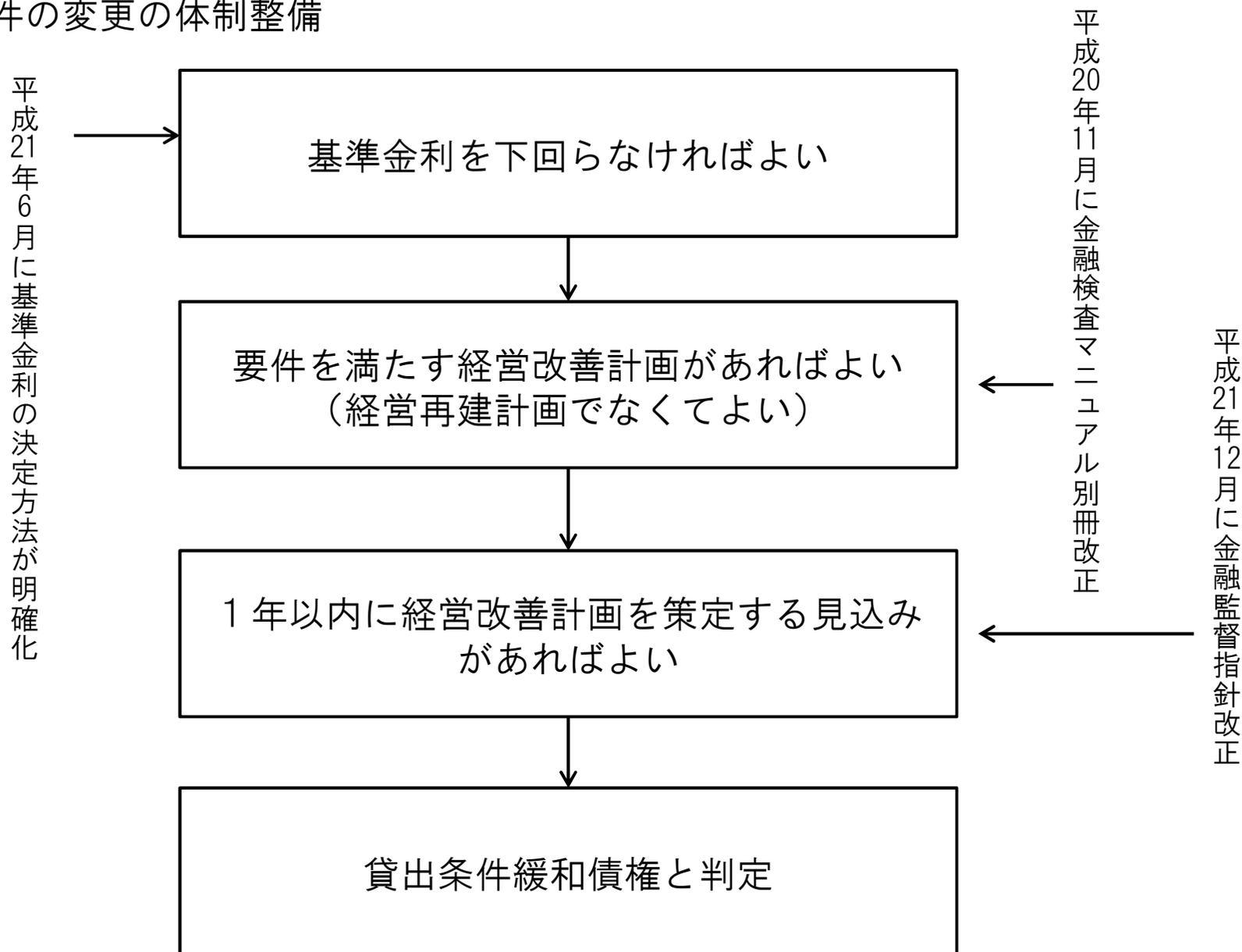
大きな変更点③

平成21年12月 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 改正

特に、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

～1年以内に経営改善計画を提出すればいいというようになった～

貸出条件の変更の体制整備



金融機関が条件変更柔軟に応じることができる体制は整備された

第4部 経営改善計画書とは

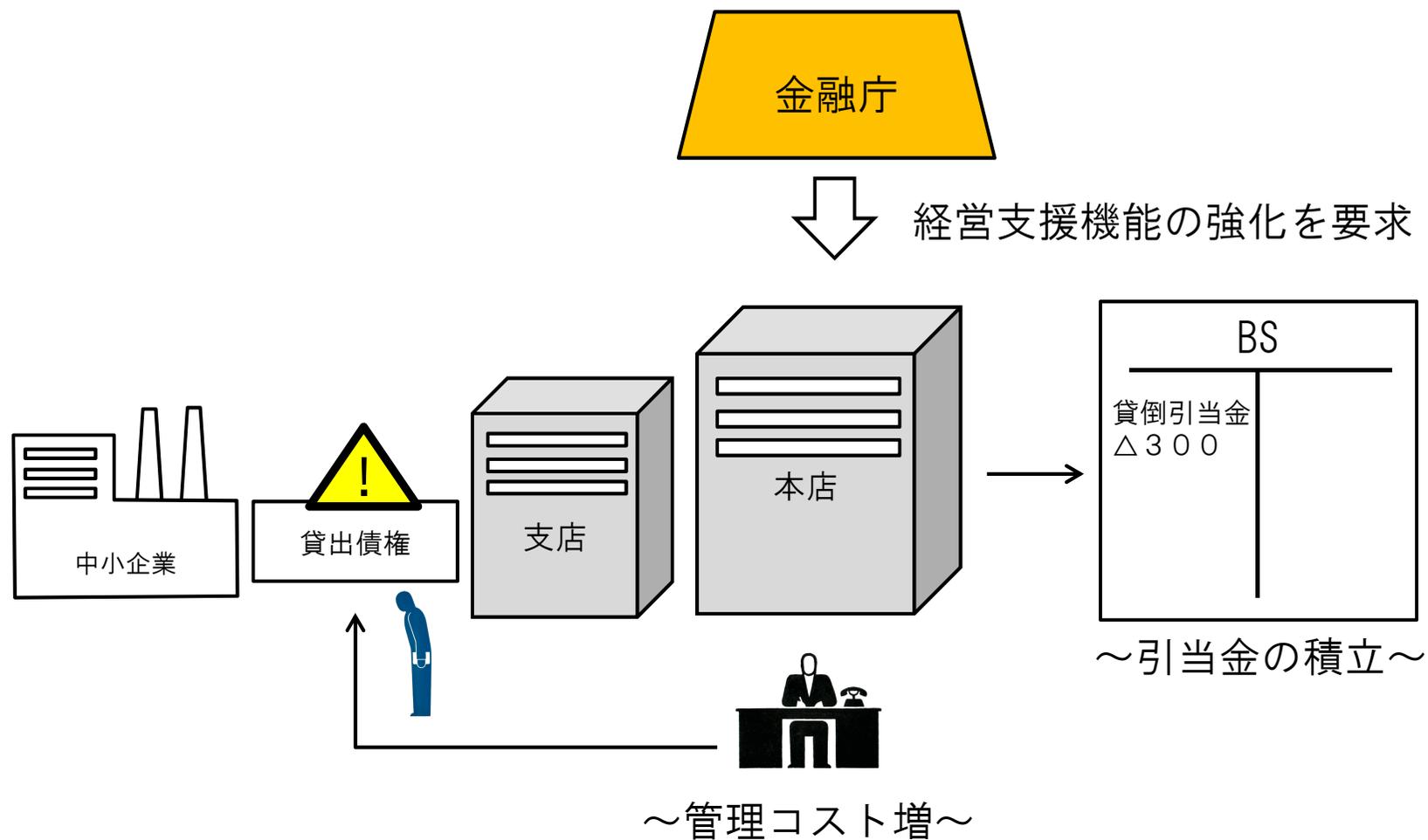


金融庁の定義する経営改善計画書とは

経営改善計画書が必要となるケース

中小企業の定義する経営改善計画書との違い

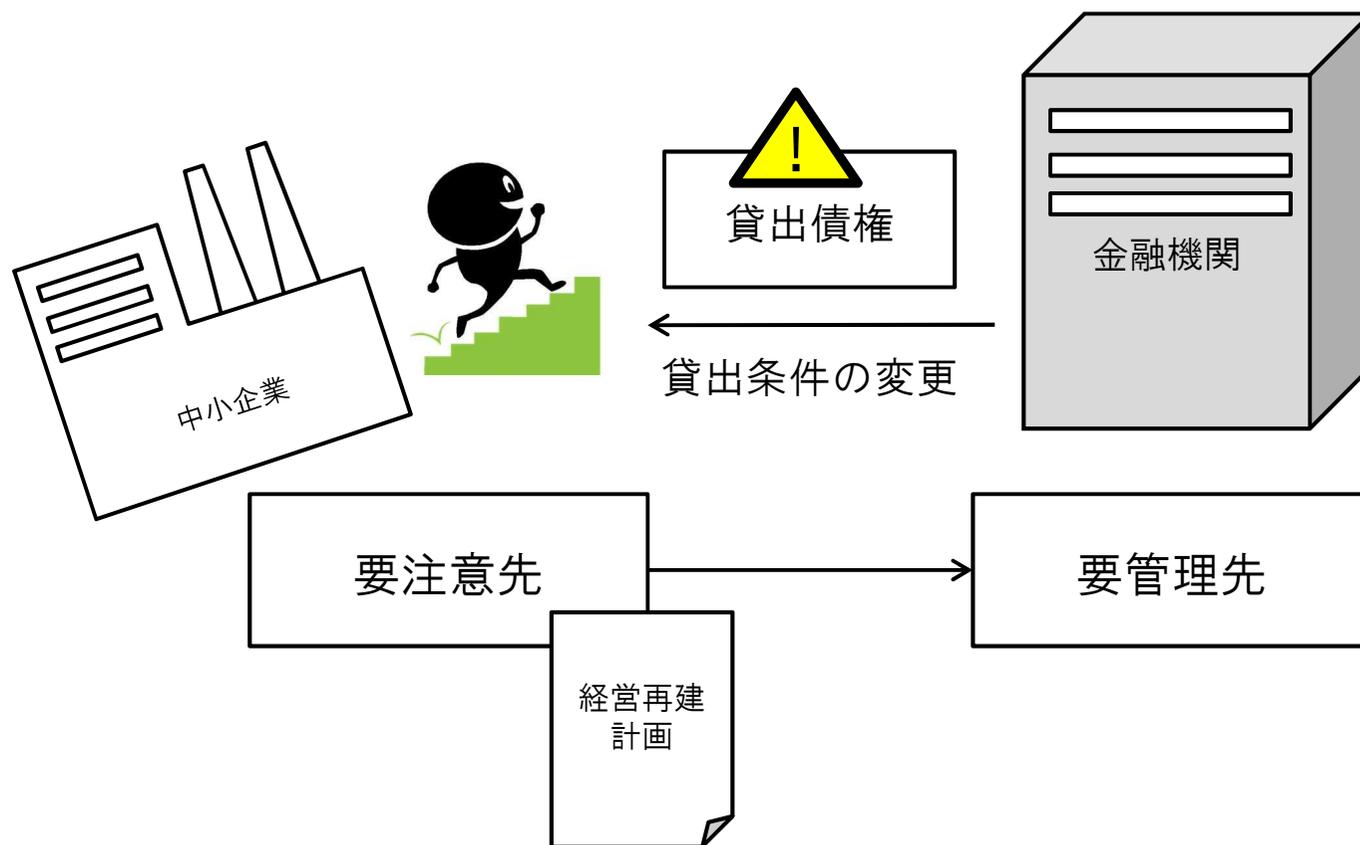
信用リスク管理と金融機関の実情



金融機関は不良債権を出したくない。

引当金の積立だけでなく、管理コストも増える。責任も生じる。

金融庁の定義する経営再建計画が必要となるケース



～貸出条件の変更を行い、基準金利が確保できていない～
～貸出条件緩和債権とみなされないために経営再建計画が必要～

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。
実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

経営再建計画の詳細な定義

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－９－４－３（２）③ハ。

特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長１年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注５）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長１年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注１） 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

- 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
- 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
- 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

（注２） 「抜本的な」とは、概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。

（注３） 中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第２条第２５項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第３１条第１項）した事業者の事業再生計画（同法第２５条第２項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第２５条第１項）した事業者の事業再生計画（同法第１９条第２項第１号）については、当該計画が（注１）及び（注２）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とであると判断して差し支えない。

（注４） 既存の計画に基づく経営再建が（注１）及び（注２）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。

なお、（注３）の場合を含め、（注１）及び（注２）の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

（注５） 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。

経営再建計画の要点

- ・ 計画の実行について、関係者の同意が得られている。これ以上の追加支援は必要ない。数値は厳しく見積もっている。

- ・ 3年後正常先となる

- ・ 中小企業は金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」に対応。

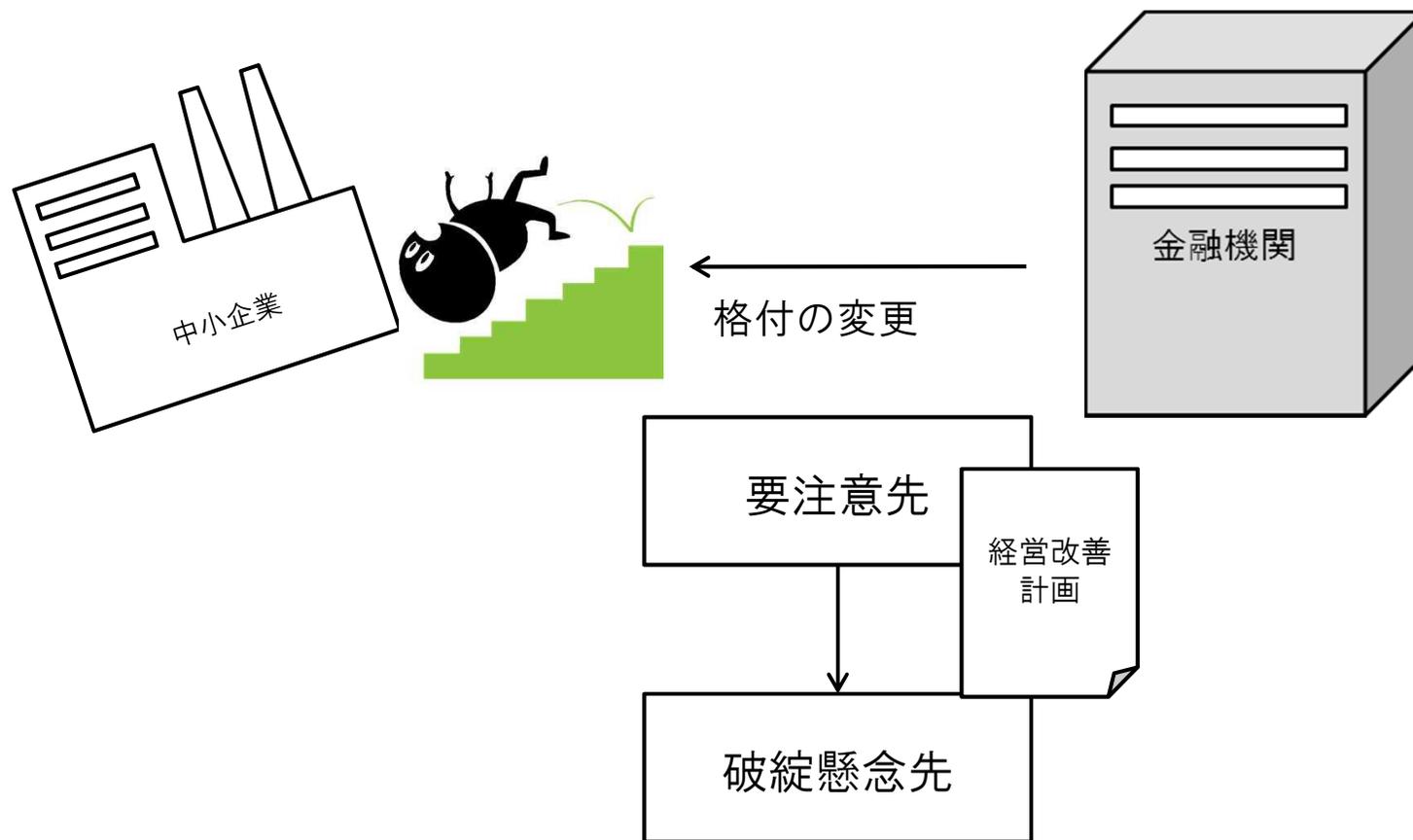
金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」（2）貸出条件緩和債権の卒業基準 ホ

中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表1）1.（3）③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画（債務者が経営改善計画を策定していない場合には、債務者の実態に即して金融機関が作成した資料を含む。以下「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない

～原則として大企業向け／早急に債権せよ～

～中小零細は経営改善計画で良い～

金融庁の定義する経営改善計画が必要となるケース



～破綻懸念先にならないために経営改善計画が必要～

金融検査マニュアル
別表1 ③破綻懸念先

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。

経営改善計画の詳細な定義

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。

イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

ロ. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。

ハ. 全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。
ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等（被検査金融機関を含む）が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。

ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

経営改善計画の要点

- ・ 計画が5年以内で実現可能性が高い。
- ・ 計画期間終了後に正常先となる。
- ・ 全ての取引金融機関で合意が取れている。
- ・ 金融機関の支援が資金提供を伴うものではない。

～原則と長期間に対応～

～中小企業はここから更に条件が緩やかになる～

中小企業における経営改善計画の要件

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 3. 経営改善計画

(1) 経営改善計画等の策定

中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。

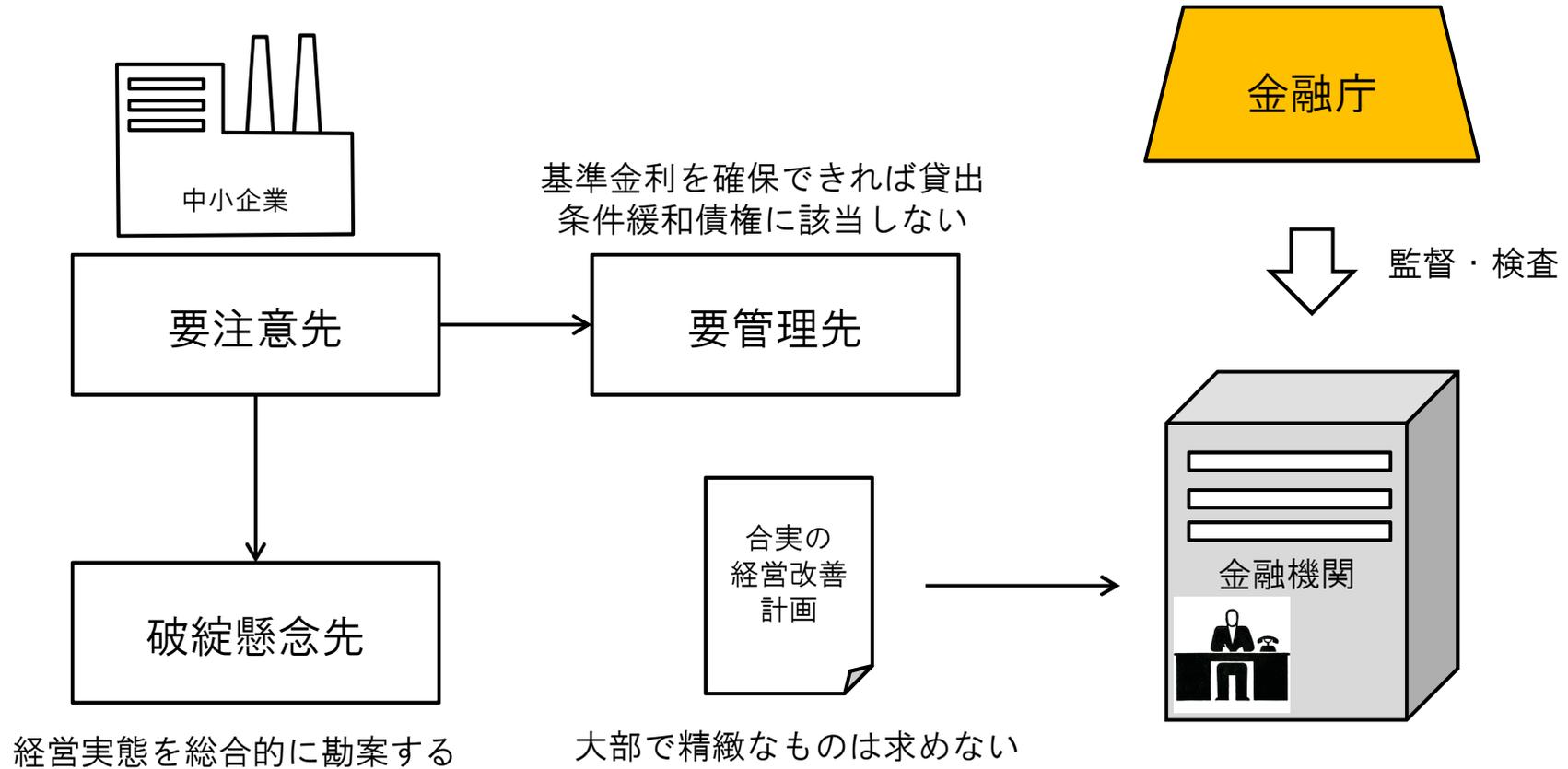
検査に当たっては、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

検証ポイント 事例11 「収支計画の具体性及び実現可能性について」

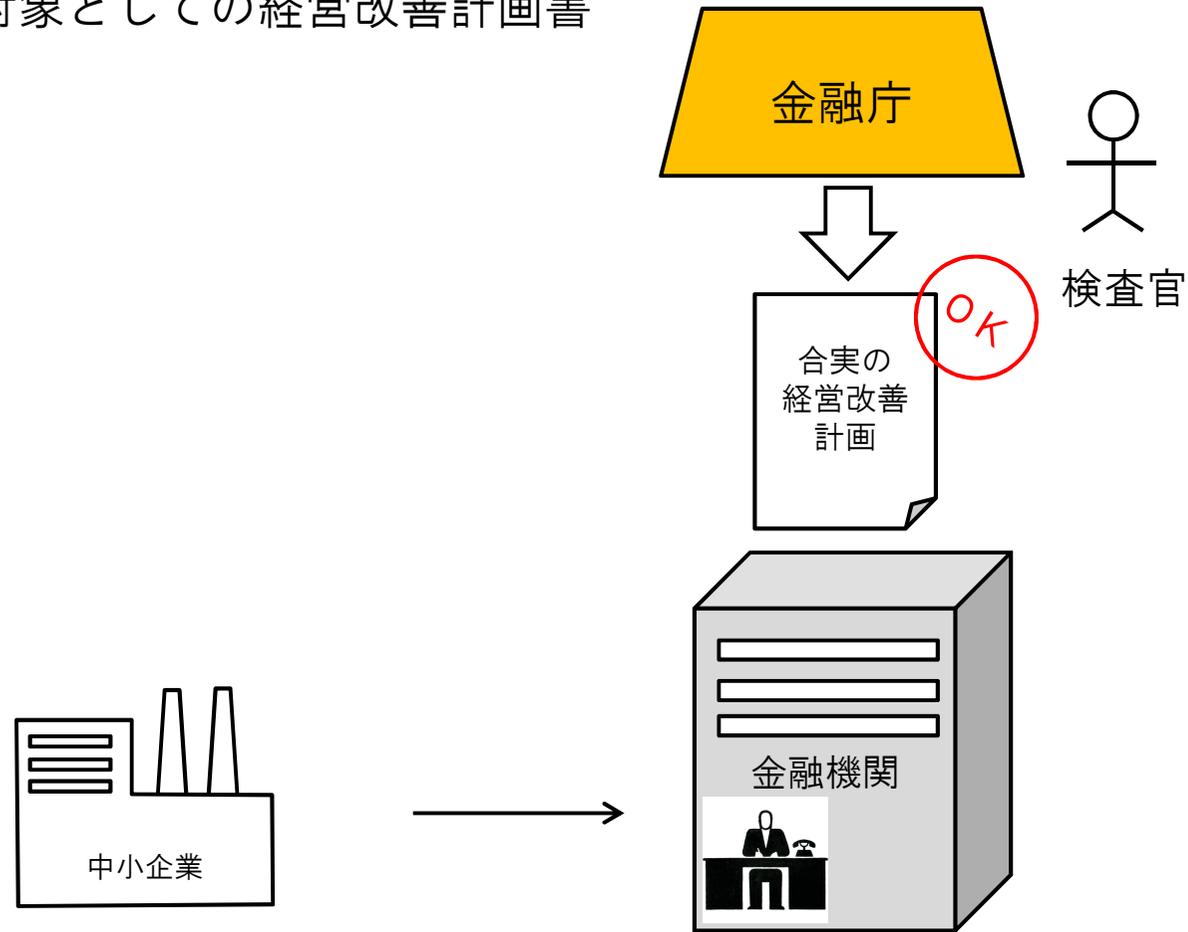
中小・零細企業等については、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合があり、その場合であっても、当該計画に代えて今後の業況の改善等の可能性を検討できる資料があれば、それに基づいて債務者区分の判断を行うことができると考えられる。

金融機関における狭義の経営改善計画の必要性



～狭義の経営改善計画とは、金融庁の監督・検査の対象となるもの～
～実際に必要となる局面は数少ない～

金融庁の検査の対象としての経営改善計画書



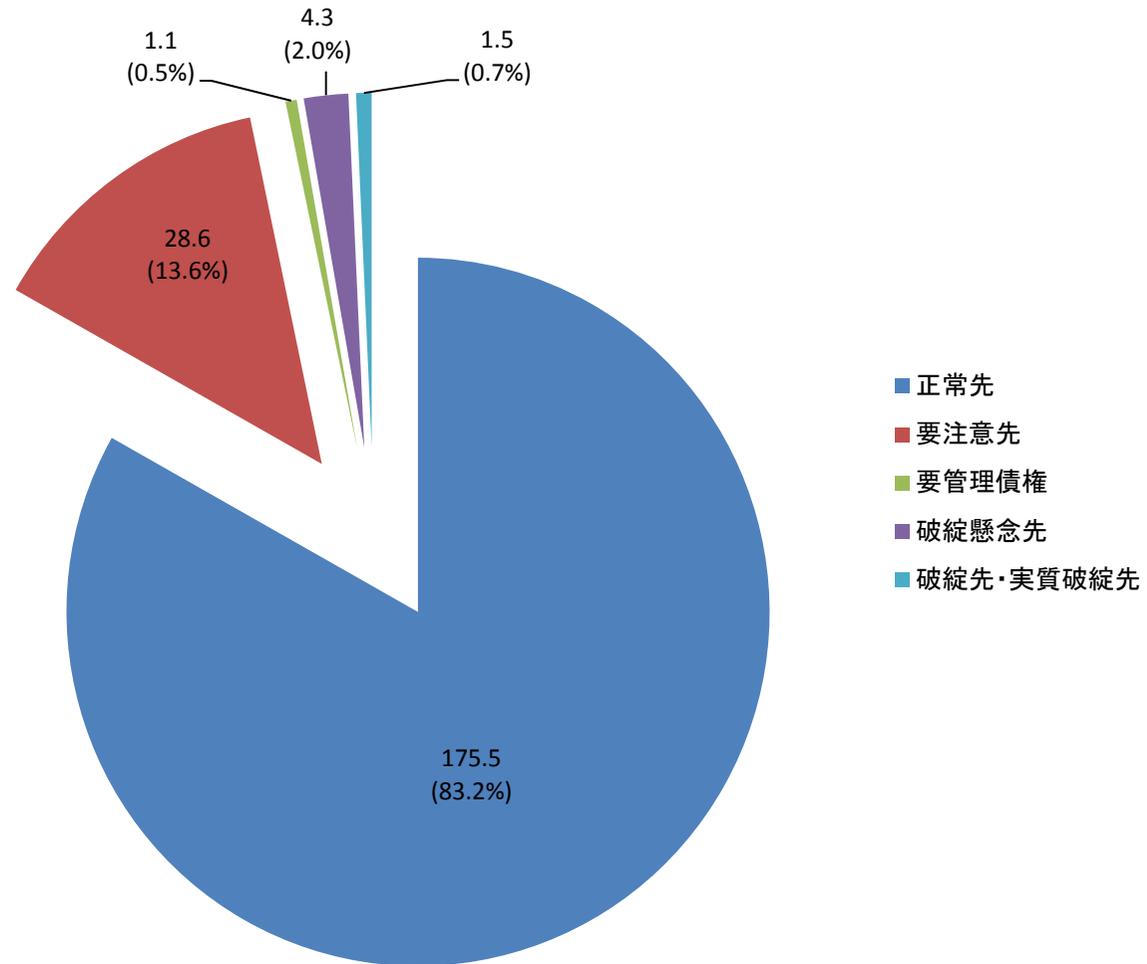
～原則、金融機関は、金融検査に通れば良い～
～信用リスクに応じた引当金は計上している～

金融検査マニュアル 検証ポイント 3. 経営改善計画 (1) 経営改善計画等の策定

中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。検査に当たっては、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。

債務者区分の現状

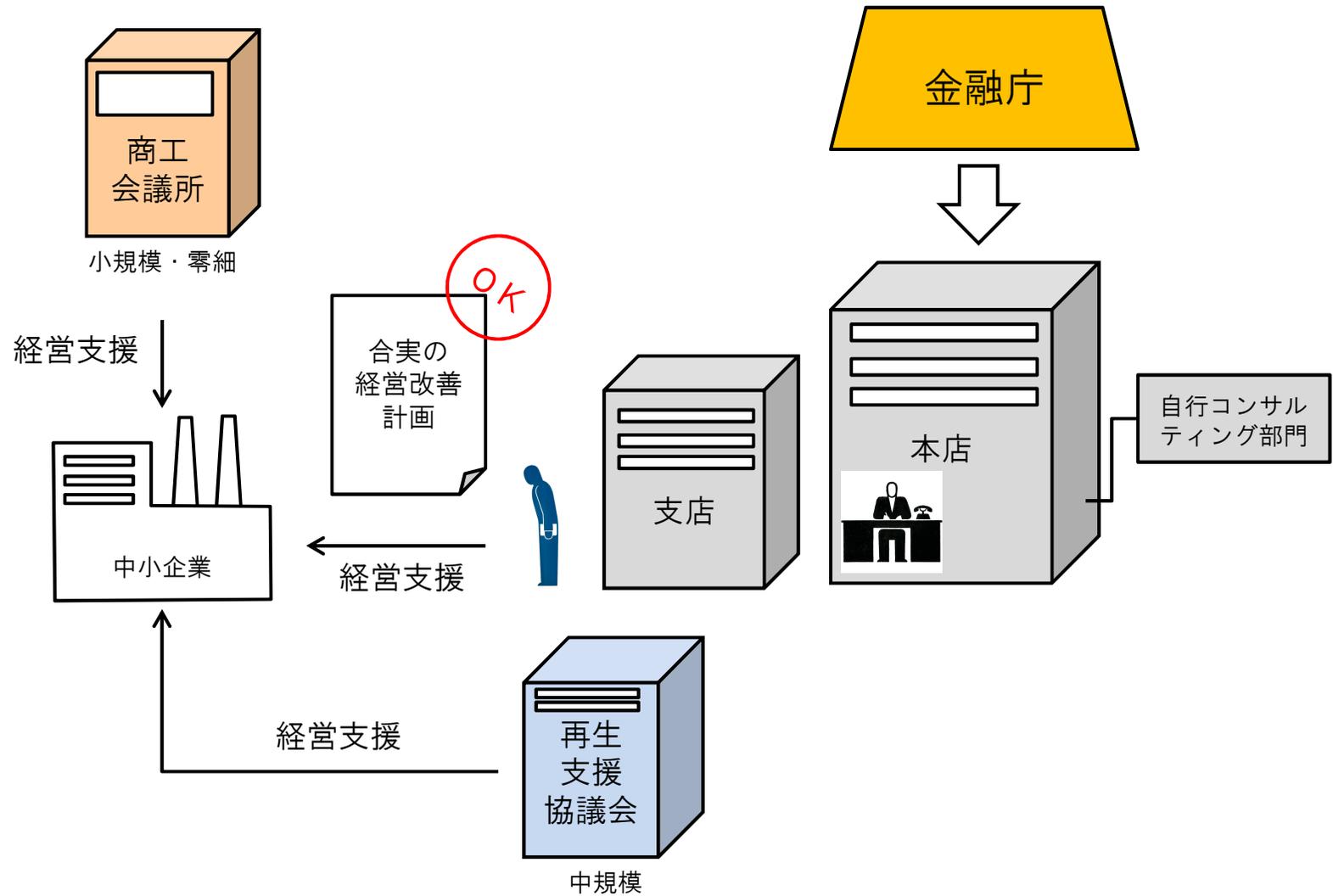
◇債務者区分の構成 平成24年3月



※要注意先の金額は、要管理債権の金額を引いたもの。正確な債務者区分ではない。

～不良債権の比率は3～5%程度～

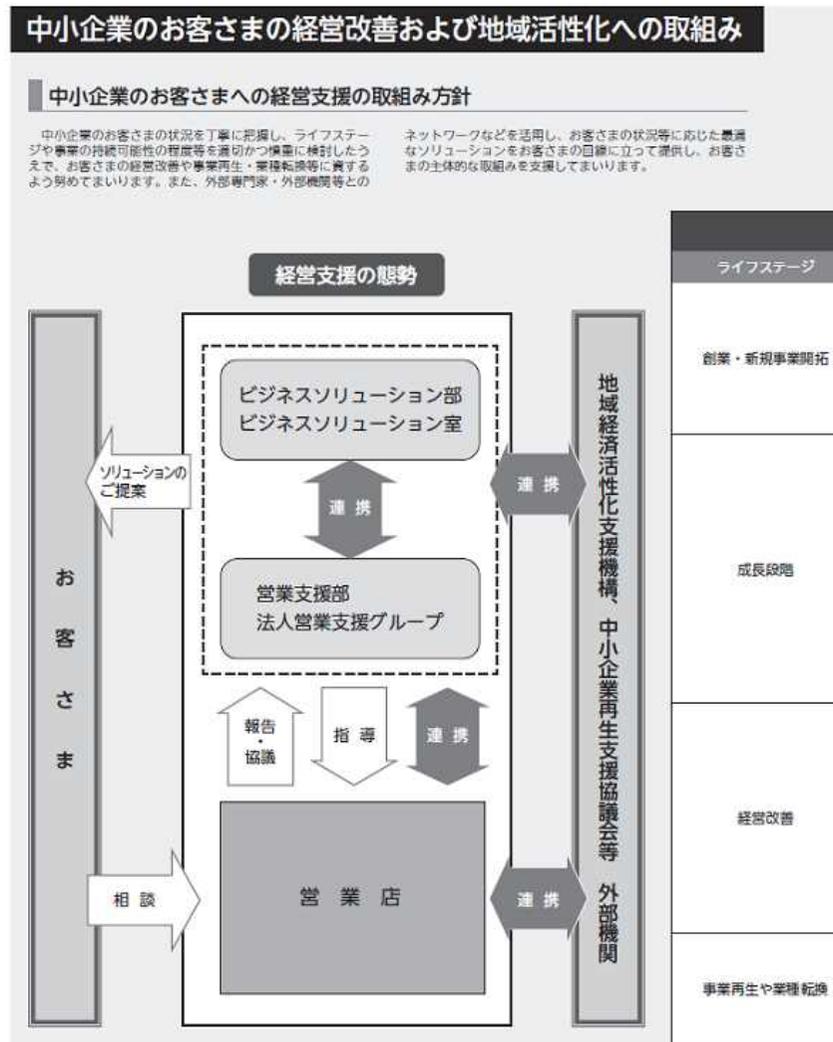
経営改善計画に対する金融機関・地域支援機関の対応



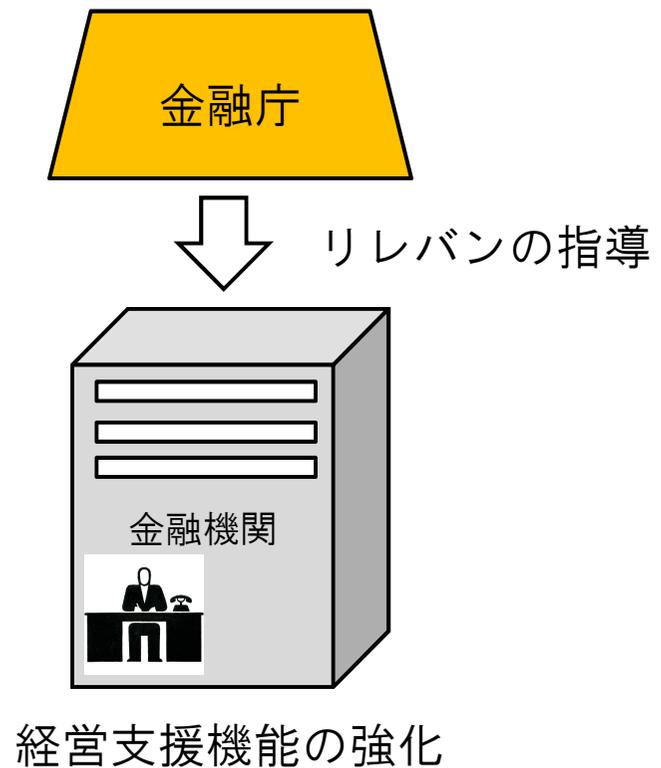
～経営改善計画は平成20年11月以降、作成が増えた～
～作成ノウハウは金融機関は蓄積している、商工会議所等も支援している～

金融機関の経営支援体制

◇0銀行ディスクローズ資料より



平成15年3月 地域密着型金融 推進
 リレーションシップバンキングの
 機能強化に関するアクションプログラム

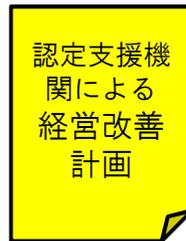
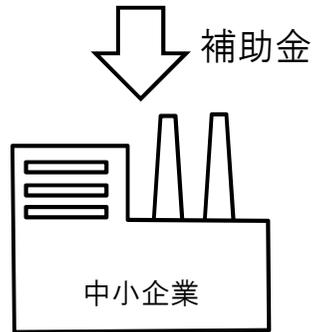


～金融庁の政策により金融機関はリレバンとして経営支援機能を強化してきた～

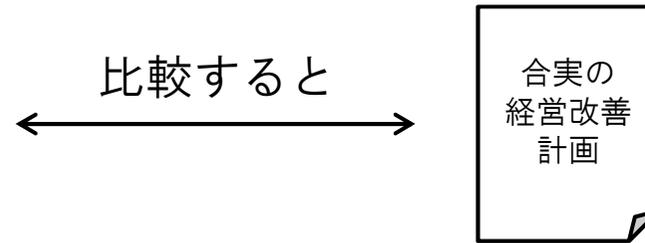
中小企業庁が求める経営改善計画書



対象事業者：借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者。



← 債務者区分との
整合性？

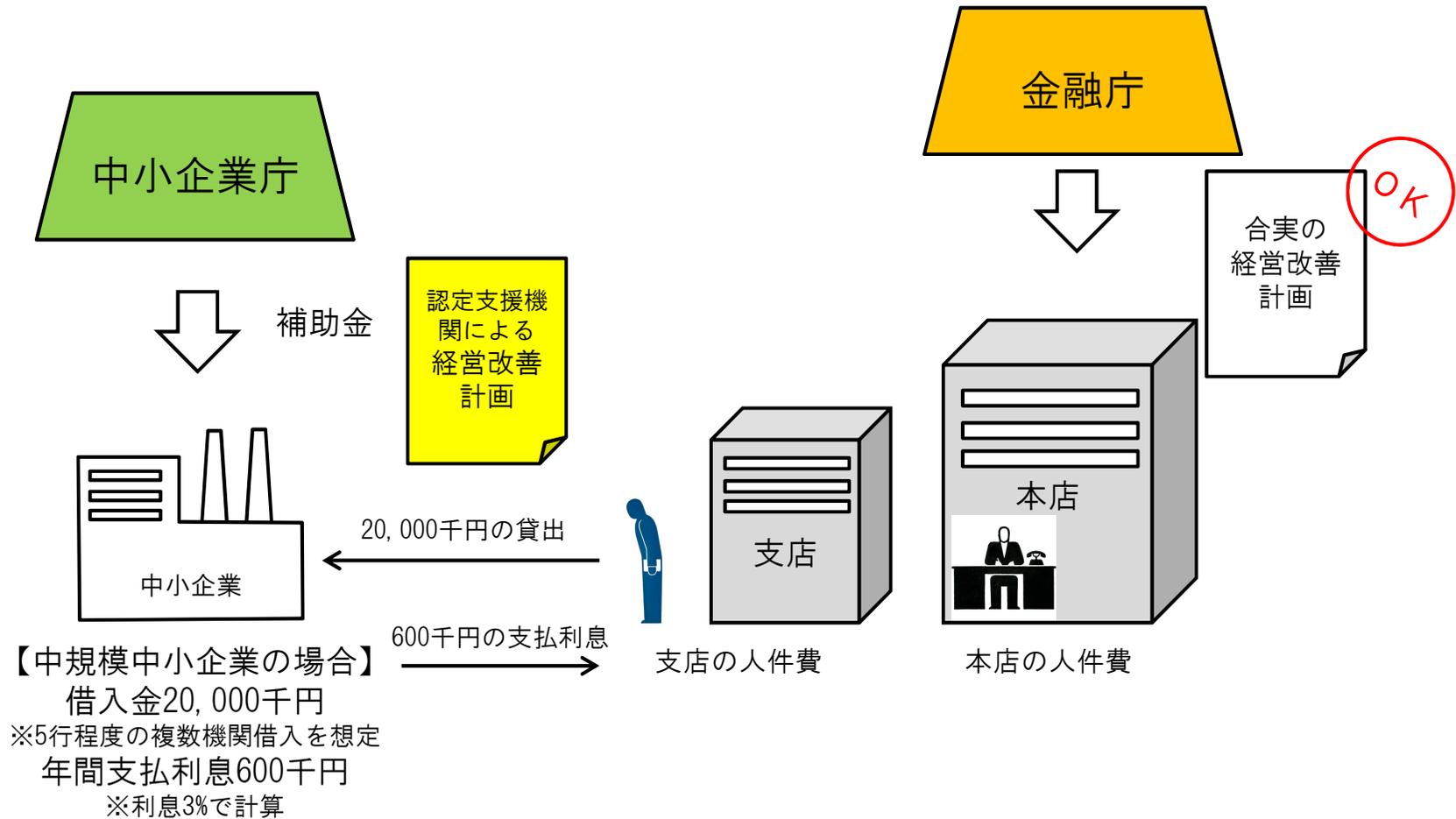


- ① 本事業の対象となる経営改善計画
- ・ ビジネスモデル俯瞰図
 - ・ グループ相関図
 - ・ 資金繰実績表
 - ・ 経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期
 - ・ 実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画（原則3年程度）
 - ・ 資産保全表
 - ・ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の計数計画（金融支援（条件変更、新規融資等）含む）
 - ・ その他必要とする書類

← 大部で精緻な？

～原則、債務者区分とは連動していない～
～計画の内容は事業再生で培ってきた手法が反映～

金融機関と認定支援機関による経営改善計画書



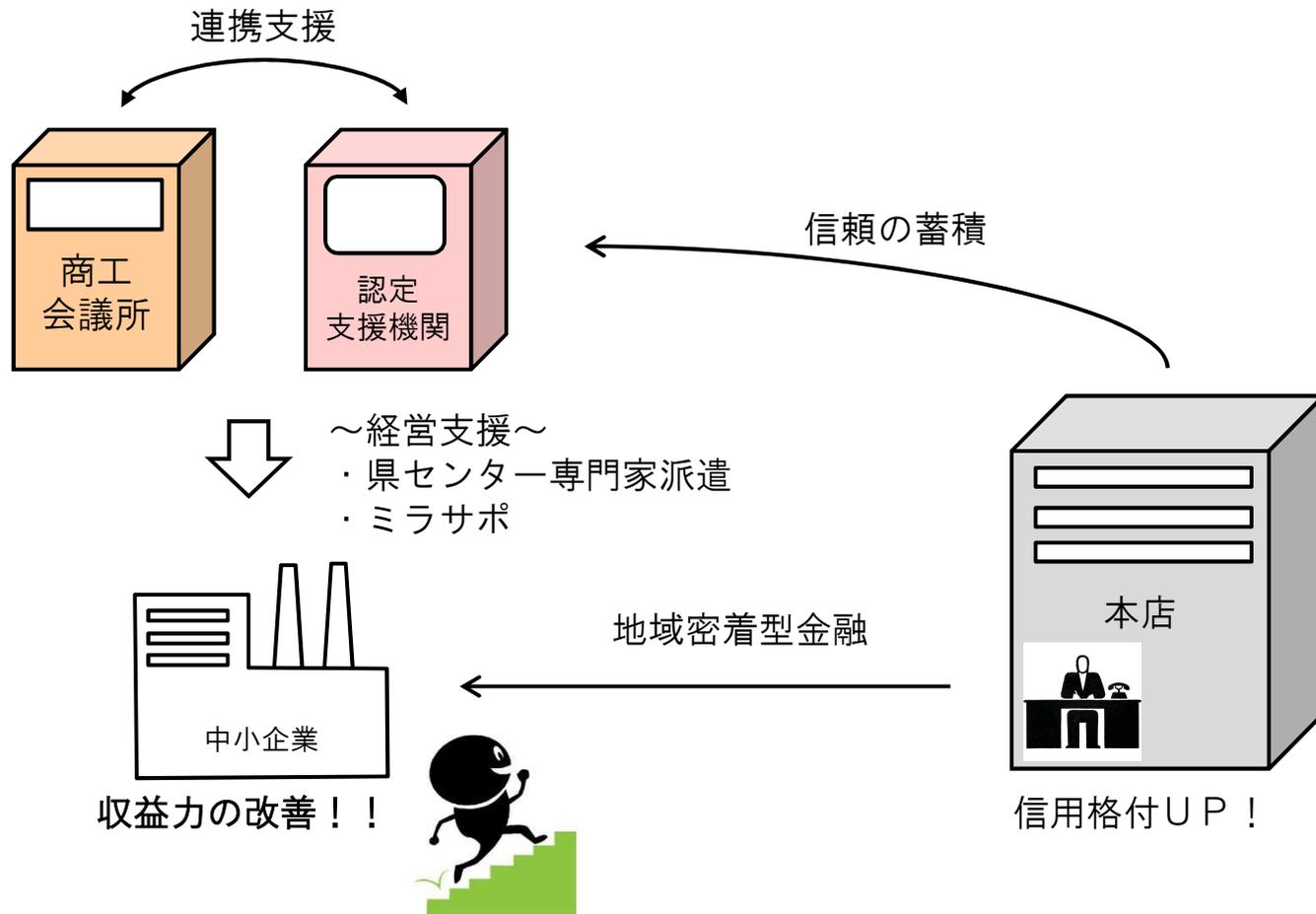
金融機関に補助金対象の経営改善計画のインセンティブが働かないと想定。

一定以上の規模の企業は再生支援協議会、

または自行のコンサルティング部門、連携専門家へ。

小規模・零細は支店担当者の支援または、会議所等公的機関へ。

必要な地域の中小企業支援体制



フルスペックの経営改善計画より、足元の中小企業の支援が必要。
今の施策でもできることは十分にある。
地道に地域の中小企業支援体制の構築を。

最終部 真の問題点

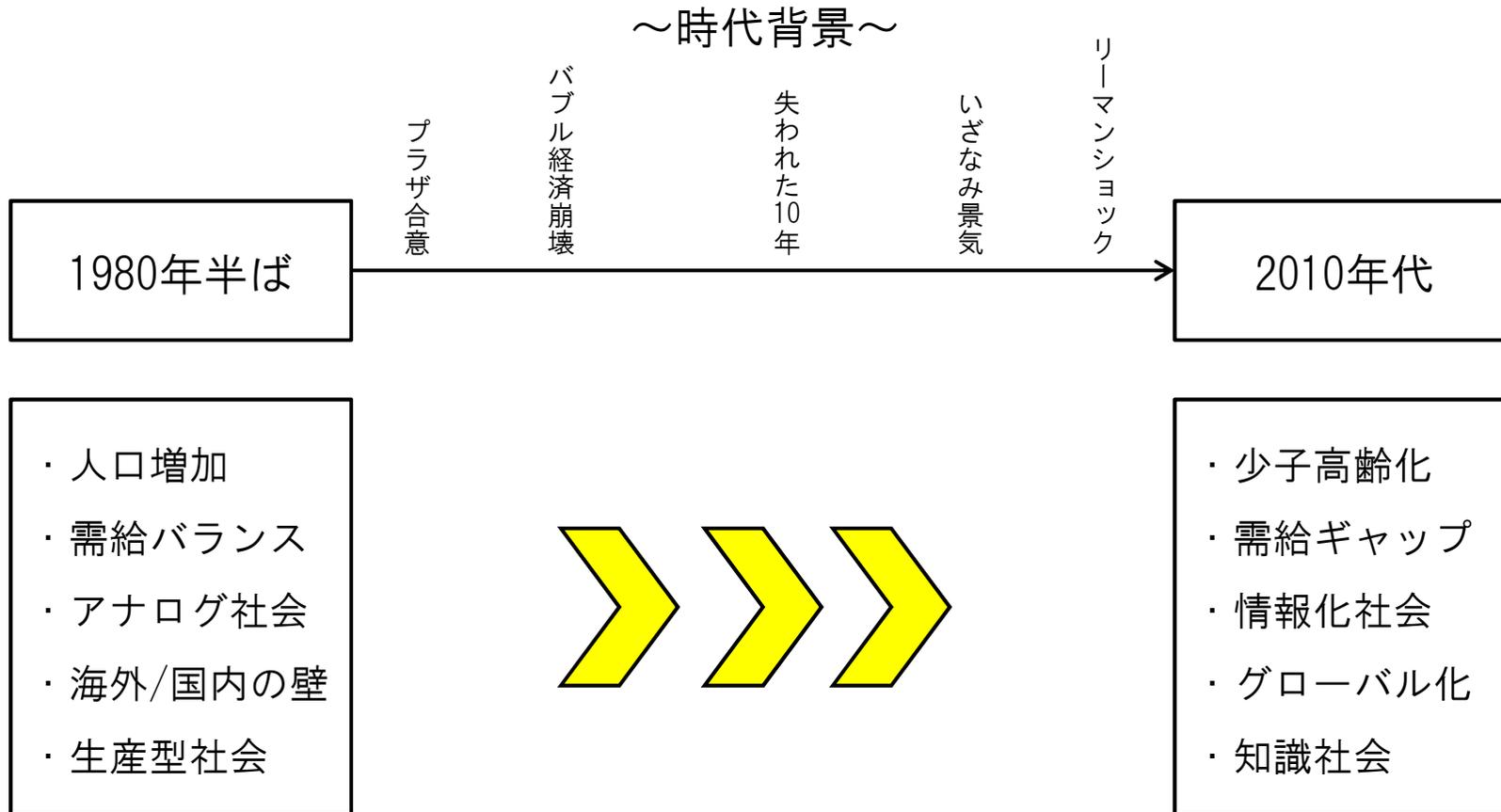


1980年半ば以降、中小企業の収益力は減少

今求められる経営は高度化

中小企業の発展なくして、地域の発展なし

中小企業の経営環境の大きな変化



中小企業の経営環境は大きく変化。
企業経営は複雑化し、より高度な内容が求められるようになった。

資本金10,000千円未満の中小企業の売上高と営業利益の推移

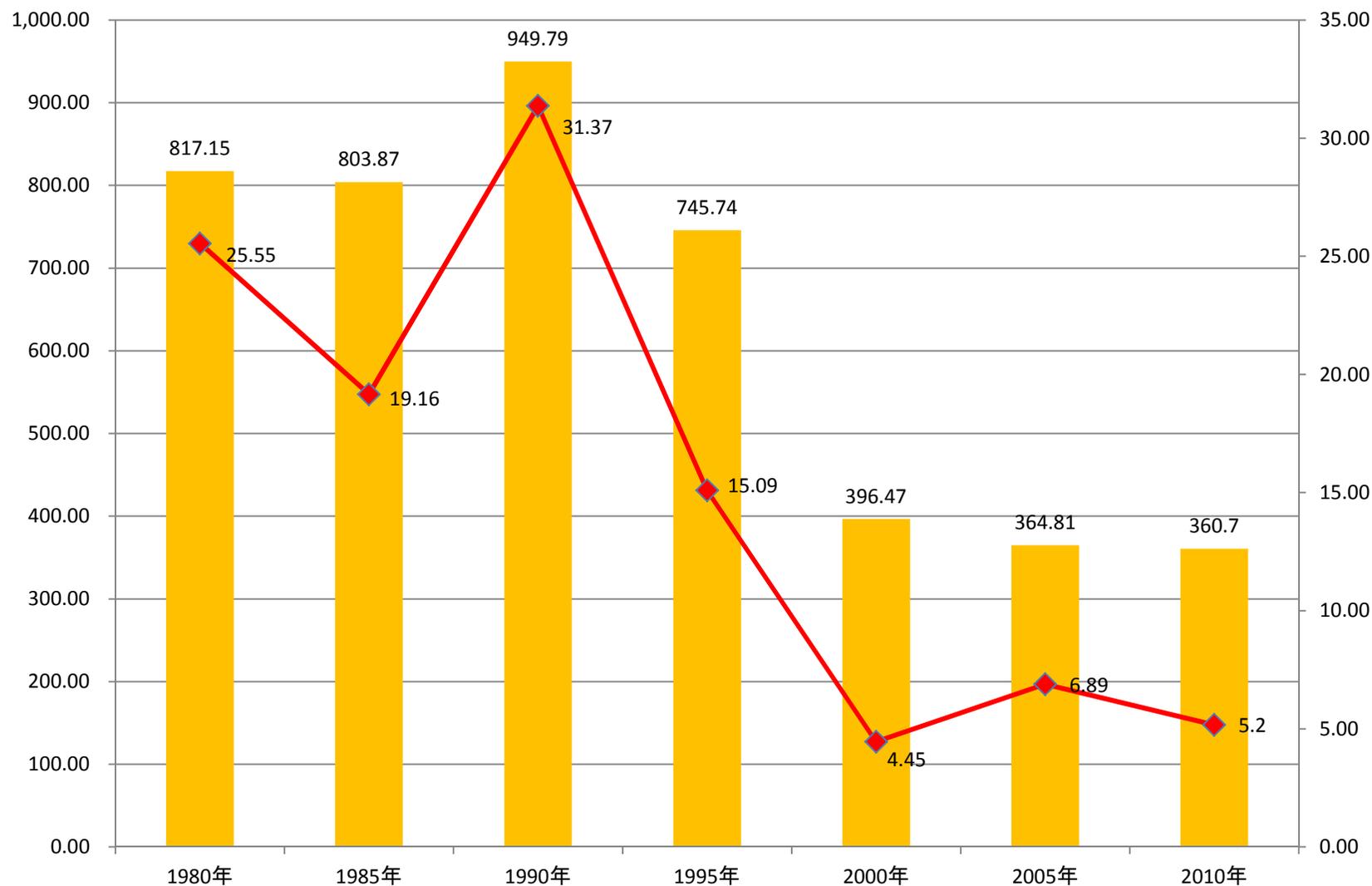
【出典】財務省 法人企業統計 単位：百万円



売上高は、バブル経済崩壊後、130百万円→67百万円とほぼ半分に。
営業利益は、3百万円→**-0.8百万円**と赤字に。

資本金10,000千円以上、50,000千円未満の中小企業の売上高と営業利益の推移

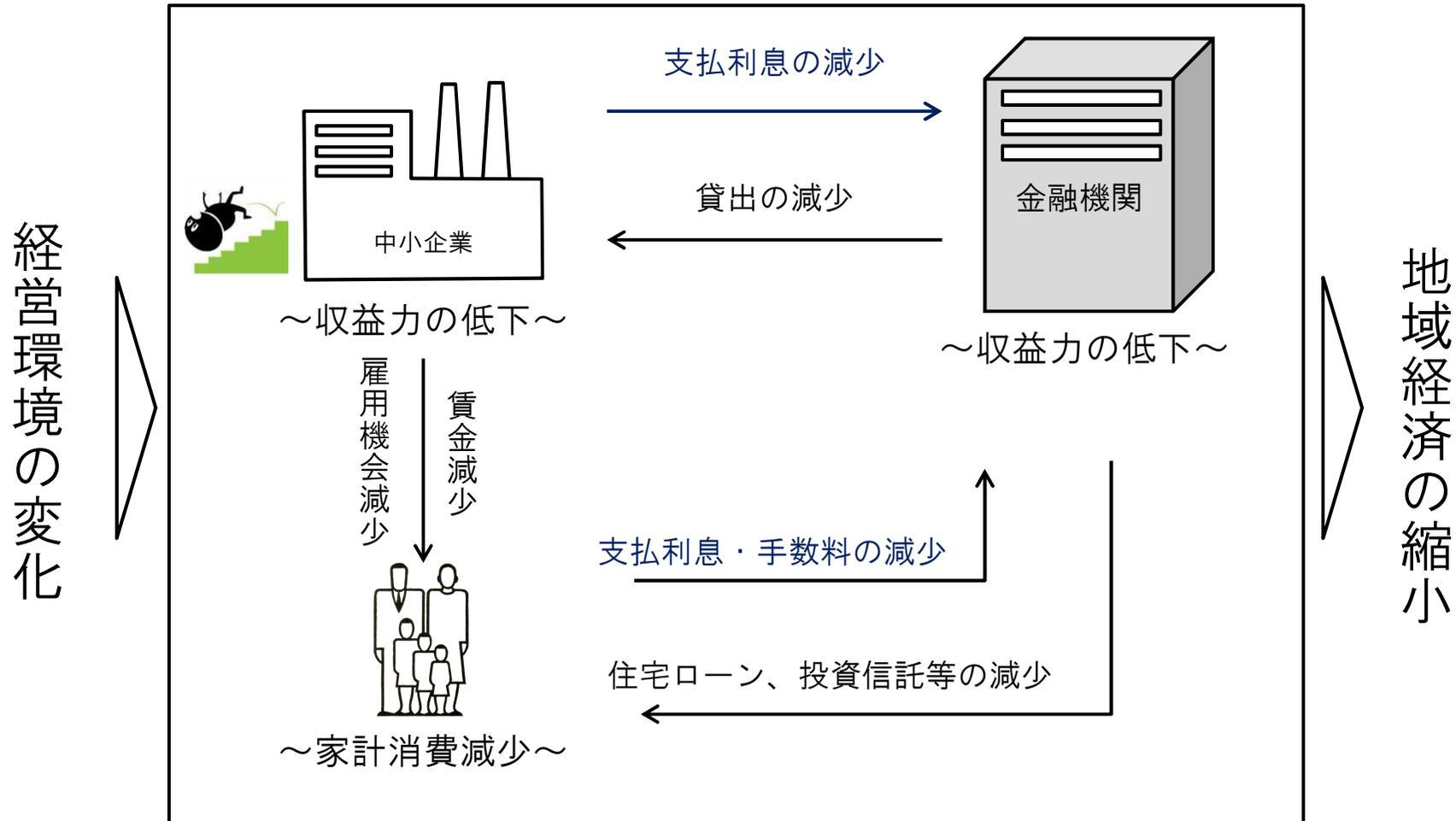
【出典】財務省 法人企業統計 単位：百万円



売上高は、バブル経済崩壊後、817百万円→360百万円と半分以下に。
営業利益は、25百万円→5百万円と大幅に下落。営業利益率1.4%。

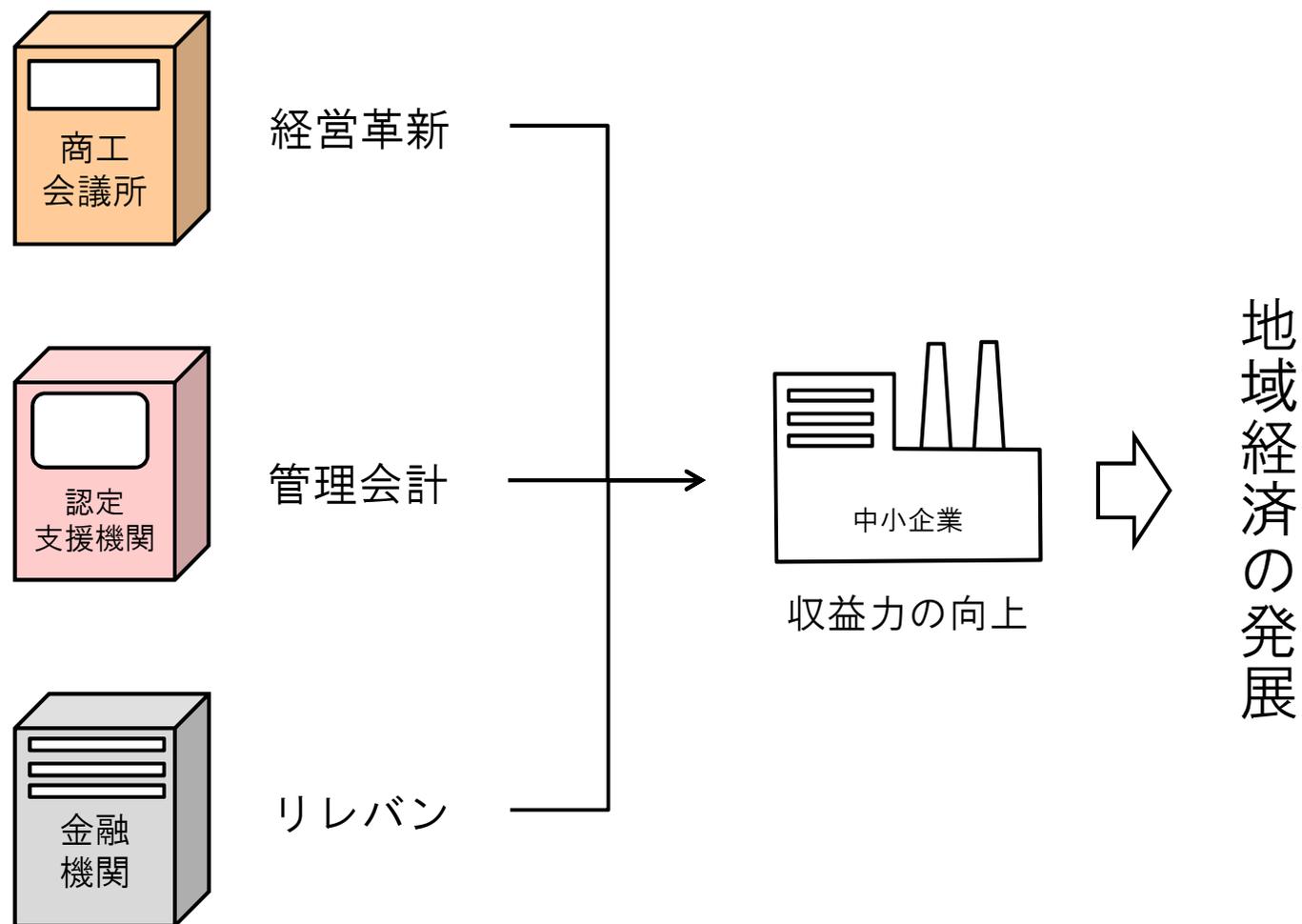
経済は循環しているという当たり前の事実

◇地域の中小企業と金融機関の負のスパイラル



金融機関は地域の中小企業の成長が必要。
真の問題点は中小企業の収益力の低下（環境への不適合）。

各支援機関が連携すれば、より良い支援ができるという当たり前のこと



金融機関は地域の中小企業の成長が必要。
各支援機関の強みを活かす連携支援が求められる。
支援機関が連携するためには、志ある人間の存在が必要。